

令和3年第3回
城里町議会定例会会議録 第2号

令和3年9月14日 午前10時01分開議

1. 出席議員（14名）

| | | | |
|----|--------|-----|--------|
| 1番 | 桜井和子君 | 8番 | 河原井大介君 |
| 2番 | 加藤木直君 | 9番 | 関誠一郎君 |
| 3番 | 猿田正純君 | 10番 | 阿久津則男君 |
| 4番 | 藤咲芙美子君 | 11番 | 小林祥宏君 |
| 5番 | 片岡藏之君 | 12番 | 杉山清君 |
| 6番 | 菌部一君 | 13番 | 鯉淵秀雄君 |
| 7番 | 三村孝信君 | 14番 | 小坪孝君 |

1. 欠席議員

なし

1. 早退議員（2名）

| | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 5番 | 片岡藏之君 | 13番 | 鯉淵秀雄君 |
|----|-------|-----|-------|

1. 説明のため出席した者の職氏名

| | | | | | | |
|-------|-----|-----|-------|------|------|------|
| 町 | 長 | 上遠野 | 修 | | | |
| 副 | 町 | 長 | 仲田不二雄 | | | |
| 教 | 育 | 長 | 高岡秀夫 | | | |
| まちづくり | 戦略課 | 長 | 小林克成 | | | |
| 総 | 務 | 課 | 長 | 山口成治 | | |
| 町 | 民 | 課 | 長 | 雨宮忠芳 | | |
| 財 | 務 | 課 | 長 | 補佐 | 江幡守仁 | |
| 税 | 務 | 課 | 長 | 佐藤 | 宰 | |
| 健 | 康 | 保 | 険 | 課 | 長 | 飯村正則 |
| 長 | 寿 | 応 | 援 | 課 | 長 | 稲川弘美 |
| 福 | 祉 | こ | ども | 課 | 長 | 山崎栄一 |
| 農 | 業 | 政 | 策 | 課 | 長 | 増井栄一 |
| 都 | 市 | 建 | 設 | 課 | 長 | 大津好男 |
| 下 | 水 | 道 | 課 | 長 | 所 | 克実 |

| | |
|-------------|---------|
| 会計課長（会計管理者） | 久保田 和 美 |
| 水道課長 | 阿久津 恵 三 |
| 農業委員会事務局長 | 高瀬 浩 文 |
| 教育委員会事務局長 | 園 部 繁 |

1. 職務のため出席した者の職氏名

| | |
|--------|---------|
| 議会事務局長 | 阿久津 雅 志 |
| 主任書記 | 町 田 めぐみ |
| 書記 | 高 丸 哲 史 |

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

令和3年9月14日（火曜日）

午前10時01分開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

一般質問

午前10時01分開議

議員の出欠

○議長（関 誠一郎君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は全員です。

開議の宣告

○議長（関 誠一郎君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
なお、説明のため、町長、副町長、教育長、課長、局長、課長補佐がそれぞれ出席しております。

代表監査委員は本日欠席でございます。

また、議場内での携帯電話の使用は禁止されておりますので、マナーモード等のご確認

をよろしくお願ひいたします。

また、コロナウイルス対策といたしまして、議場内でのマスク着用及び水分の補給を許可しております。

議事日程の報告

○議長（関 誠一郎君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第2号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承願ひます。

一般質問

○議長（関 誠一郎君） それでは、日程第1、一般質問から入ります。

なお、質問者は一般質問席へ登壇の上行い、最後の答弁まで一般質問席でお受けくださるようお願いいたします。

また、質問、答弁等の時間合わせて60分を超えることはできませんので、質問、答弁とも簡潔にお願いいたします。

さらに、類似した質問が出たときは、後から質問される方は、重複質問しないようよろしくお願ひいたします。

それでは、通告第1号、8番河原井大介君の発言を一問一答方式により許可いたします。
8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） おはようございます。議席番号8番河原井大介でございます。

通告に従ひまして、質問のほうをさせていただきます。

本日は1時間ということですので、明解なるスピーディーなご答弁をいただければと思います。

まず、初めにですけれども、アツマーレでございます。

水戸ホーリーホックのクラブハウスのアツマーレなんですけれども、3点ほどご質問させていただきます。

t o t oの助成金が入ってきたということですが、t o t oさん、日本スポーツ振興センターのほうからは、是正措置命令等々という形で、週1回程度の練習にきなさい、2面コート、グラウンドがあるわけなんです、山側のほうが町民用のグラウンド、そして、校舎側に隣接していたグラウンドがホーリーホックさんが占有してもいいよと。いずれにしても、こういった方向性、今どういう現状なのか、お聞きをしたいと思います。

2点目なんですけれども、水戸ホーリーホックとの連携というんでしょうか、お話し合いというんでしょうか、どういったことを今お話をされているんでしょうか。

3点目としては、新聞にも報道にもあったんですけれども、水戸市河和田に選手寮を造ったと。ノーブルホームさんのご協力の下、選手寮を建物を造ったと。こういった話、私ども全然、全く知りませんでして、こういったものを含めてどのような情報があったのか、報告、連絡、相談等々何があったのか、簡潔にご答弁いただければと思います。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） では、ご質問ありがとうございます。8番河原井議員のご質問に回答させていただきます。

まず、スポーツ振興くじ助成に係る質問でございます。

ご承知のとおり、スポーツ振興くじ助成につきましては留保の決定をいただいておりますが、それが解除されまして、予定どおり満額が城里町に支払われております。

その留保のときに、F C水戸の利用頻度を週1回程度にするというような是正措置の内容がありましたが、これにつきましては、城里町として、次のような説明をして既に是正措置の内容を満たしているというふうにご判断をいただきました。

具体的には、どのように回答したかという点、F C水戸の利用頻度を年間平均週1回程度とすることが記載されておりますが、具体的なデータによって検証したところ、昨年度のF C水戸の利用時間実績は、全体利用可能時間枠のうち約1割程度、F C水戸の月平均利用時間は24.6時間、1か月の全体利用時間枠は240から248時間程度にとどまっており、実質的に是正措置内容を満たしているものと考えます。

その上で、一般の住民利用は、芝生化前に比して大きく伸びていますが、さらに利用の勧めを、無料開放等にも努めることといたしますということで、是正措置に対してこのような回答をしております。それが了とされて助成金の支給に至ったということだと認識をしております。

次に、水戸ホーリーホックとの連携事業についてであります。様々なイベントをやることになっておったんですが、ご承知のとおり、新型コロナウイルスまん延防止のために様々なイベントを自粛しております。また、選手の練習の観戦も原則禁止して、非公開ということになっております。

しかし、これらは新型コロナウイルスによる一時的なことでありまして、新型コロナウイルスが、ひょっとしたら今年度いっぱいぐらいは自粛が続いてしまうかもしれませんが、来年度以降、社会の情勢も見極めながら、様々な連携事業をまた再構築していくべきだと思っております。

このような状況の中でも、水戸ホーリーホックとしては協力をいただいております。例えばスタジアムで「かつどら」、道の駅かつらのどら焼きの販売を行っていただいております。これは最初協定書でそんな約束はなかったんですが、そういうことを追加でやりましょうということで、1試合につき100個以上は売れているということでありました。

それから、ごみ拾いですね。せめて、ごみ拾いをやらせてくださいということで、今、月1回アツマーレの周辺のごみ拾い活動をホーリーホックの皆さん方がやってくださっております。

そのほか、城里日記ということで、選手が城里町の見どころを訪ねて、それをインターネット上で情報発信をして、広く城里町の宣伝すると、そういった事業も自主的にやっていただいております。その様子はNHKのいば6でも大きく取り上げられて、町のイメージアップに大きくつながったものと認識しております。

最後に、河和田にある選手寮についてであります。こちらについては、そこに造ることが決まった後、町のほうに事後報告があったということで、町としては城里町内に造ったほうがありがたかったんですが、ノーブルホーム社が全額お金を出して造るということでありますので、ただ、入居する方々は30室のうち25人が高校生ということで、水戸ホーリーホックのユースチームに所属している高校生は、ほとんどが水戸市内の高校に通っているということで、その水戸市内の高校との通学、それから練習、水戸市内で練習するのは、今、高校生ユースについては、Kスタの近くのホーリーピッチ、あるいは河川敷のグラウンドで練習しておりますので、そこの交通の関係もあって、水戸市内に寮ができたものと認識しております。

ただ、選手、トレーナー等、50名ぐらいおると記憶しておりますが、その方々については自由に自分たちでアパートを借りたりしているということなので、そういった方が城里町に居住していただくよう、今後も努力していきたいと思っております。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） なるほど。今の話だと、水戸ホーリーホックの選手たちは、あまり城里町に居住していないというような話だったのかなと思います。

これ、そもそもなんですけれども、なぜ水戸ホーリーホックを城里町に呼んできたのか。それは、最初の話というのは、これそもそも水戸ホーリーホックの誘致というのは、あくまでも企業誘致をする、そして雇用を増やしたり、いろんなビジネス展開をしようということを前提に、今、議会の委員会も含めますけれども、全員協議会やその他様々な会合等々でそういう話が当初ありました。

結局、七会町民センターが今のところ維持管理が3,000万円ぐらい毎年かかっていくわけですね。こういうことを踏まえたときに、このグラウンドの状況、A面、B面というのもあるんですけれども、基本的に今無料で貸し出しています。その理由というのは、無料にすれば利用者が増えるだろう、そして、t o t oへの申請時にスポーツ振から4,000万円をもらうに当たって、その数字を調整できることができるかもしれないということで、ある意味、フリーに町民グラウンドの山側のA面といいますけれども、そこを使っていると。

条例上は1時間1,500円だというふうになっています。条例を制定されて、使用料等々もあるんですが、ここまでにまちづくり戦略課のほうが所管で聞いてみると、そういった条例上の1,500円等々の1時間当たり、そのお金はゼロ円。一切入ってきてない。これはそろそろきちっと整理すべき話かなというふうに思っています。

また、以前から言っていますけれども、水戸ホーリーホックが来ることによって、経済効果が1億円ありますよ、1億円の経済効果がありますよと、何度も町長は話しています。また、例えば水戸ホーリーホックのお昼のランチのお弁当は、地元業者から取りますよというのがありますね。でも、1社、契約を水戸ホーリーホックから打ち切られています。

いずれにしてもなんですけれども、ちょっと時間もあれなんで先に進みますが、一番初めの覚書で確認したこと、それは地域と共に歩いていく、地域と共に親交を図っていくということなんですけど、先ほどかつどらを売るとか、インターネット上のホームページで城里日記等々一緒にPRして、いば6でも出ていますよと。なるほどと。それは今さらの話じゃなくて、もう今から着想した5年くらい前から、これはやる話なんですよ、そもそもが。

私が今回聞いているのは、これから5年たちました。じゃ、向こう6年と、7年と、10年と契約を結んで、10年契約しているんですけれども、どういうふうに連携していくんですかと。

それで、選手寮とか踏まえてなんですけれども、建物なんかも、これよく考えてほしいんですけれども、水戸ホーリーホックはスタジアムを造るんですよ、スタジアムを。寮を造って、話によると、結局のところ、なぜここに寮を持ってこなかったのかという話を聞くと、ナイター設備がないので練習できないと、高校生が夜。そこ、ちょっと待ってくださいねと。そもそもですけれども、約10億円近いお金をかけて、城里町が段取りをして、お金を準備して、七会の中学校跡地に造ってきたわけです、結局のところ。今も3,000万円の毎年お金がかかっている。これからもかかっていく。というときに、じゃ、スタジアムもそうなんだけれども、寮もそうなんですけれども、ナイター設備もそうなんだけれども、これ以上、城里町の税金によって様々な段取りをするということは、非常に難しいと思います。

水戸ホーリーホックさんが考えてられるのは、企業的なクラウドファンディングをやる。話を聞くと、バーベキューコーナーがあるところに、もう一回天然芝の一面コートを造りたいという話も出ていると。

結局、何が言いたいかという、報告、連絡、相談、何にも我々には届かないし、分からないんですよ。Jリーグの活動方針として、地域と共に歩いていく、地域と共に闘っていくんだというスローガンが掲げられています。そういった中において、実際、水戸ホーリーホックとの連携は。じゃ、企業誘致は。

町長、忘れちゃったかもしれませんが、当初Jリーグにスポンサーとして優良企

業、アサヒビールやナビスコだったり、キリンビールだったり、様々なそういった企業を、何千社あるか、1,000社ぐらいあるかもしれません。それを1社でも2社でもいいから、町で持ってきて雇用を増やそう、そして税収を上げよう、固定資産税を上げよう、そういった様々な施策を水戸ホーリーホックと、Jリーグとタイアップしてやろうという話を忘れちゃったのかなと思うんですよ。

そのときに、報告とか連絡とか相談とか、勝手に造りましたとか、それは民間同士の話ですから別にとかじゃなくて、城里町はクラブハウスなんです。クラブハウスというのはチームの本拠地なんです。水戸ホーリーホックとありますが、実際にJ1ライセンスを取得し、天然芝を持つクラブハウスの本拠地は城里町なんです。その城里町が、じゃ、なぜ選手たちを誘致できないのか。

様々な設備投資も含めてなんだけれども、そういうのも結局、なぜ城里町と一緒に協議していけないのか。

かつどら売ることはいいことですよ。それから、宣伝してくれるのもいいことでしょう。でも、それはもう5年前、そんなことは。これから先、どうビジネスとして金もうけができるのか。城里町としてどのように商売するのか。そのことを聞きたいんですよ。

ですから、お聞きしたいのはこういうことなんです。

スタジアムもできますよね。クラブハウスは本拠地ですよ。これからどういようなビジネス展開をしていくんですかと、城里町が。この後の話にも続いていきます。財政問題の話も続いていきますが、まずはそういったところを確認させていただきながら、と同時に、町民の利用率、これは随分減っていると。そして、バランス的に見れば、無料開放し続けているということなんですけれども、いつになったらこういったことは是正していくのか。まず、その2点、簡単に、簡潔に、時間がないのでお願いします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。引き続き回答させていただきます。

ホーリーホックの誘致による経済効果ということで、ご質問をいただきました。

平成29年3月29日付で、町長から議会への説明資料ということで、アツマーレ設置による経済効果を推計9,850万円ということで説明し、そして、その明細等の資料も配っているところがございます。

そのときの説明によりますと、選手スタッフの飲食による売上げの増加が890万円、ファンの飲食、買物等による売上げ増加が790万円、グラウンド使用料金が800万円、スタジアム、練習着等への広告掲載が600万円、アツマーレの施設集約による町の経費削減が1,670万円、テレビ、新聞、メディア等の露出による宣伝効果が3,100万円、選手スタッフの移住による経済効果が2,000万円ということで試算をしているところがございます。

このうち、想定どおりにちょっと今進んでないかなというふうに思われるところは、ご指摘のとおり、今コロナのせいで人を集めることができていませんので、ファンの飲食、買物等による売上げの増加は、790万というのは想定どおりの売上げになってないかもしれません。

ただ、これはある意味、一時的なものとも言えますし、その代替措置として、ホーリーホックでは、逆にスタジアムで城里町の物産を売るブースを設けましょうということで、かつどらから始まりましたが、キノコとかほかのものも、これから次第に取扱いを増やして売っていくというような話も伺っております。スタジアムに人が集まるようになれば、そちら物販の売上げもさらに伸びていくのではないかと期待しているところです。

選手スタッフの飲食による売上げについては、2社入っていて、1社のほうは栄養計算とか様々ホーリーホックから出された条件がちょっと合わなくて、契約が継続できなかったということですが、もう1社のほうはそれに対応して契約を継続しているということです。来年度に当たりまして、また町内の業者でやりたいところ、やれるところがないか、ちょっと極力探して、マッチングできるように町のほうからも申入れをしておきたいというふうに思っております。

それからグラウンドの使用料金、それから練習着、スタジアム等に広告、これは予定どおりきちっとやっただいております。

経費の削減効果も、公民館と支所、2つを1つにしたので、館長が1人で済んでいるとか、そういった形で経費削減効果も1,670万円と試算しましたが、それに近いものがあるのではないかと見ております。

それから、選手スタッフによる移住の経済効果、確かにこちらのほうはまだ実績が十分でない認識しておりますので、それについては今後の課題かと考えております。

先日、徳蔵団地の内覧会を行った際に、当日の内覧会で1人入居が決まったんですが、それは一般の方ですね。ホーリーホックさんからも、内覧会に来てくださいということで、スタッフに来てもらって、入居には至らなかったんですが、毎年12月ぐらいに一斉に従業員というか、スタッフの入替えがあるので、そのときに合わせて、城里町に居住してもらうための、そういった公営住宅の内覧会とか、町内案内ツアーみたいなのを企画して、選手が、人が入れ替わるときに移住してもらえるように、今年からしっかりと取組をしていきたいというふうに思っております。

以上のようなことですが、そのほかに新しい動きとしまして、城里町では今、耕作放棄地が増えて困っていますが、水戸ホーリーホックとして耕作放棄地の解消を目指して農業に取り組むということで、これから取組を始めるというふうに伺っております。

上古内地区のほうで農地を借りることをまず計画しているようで、ニンニクの栽培から始めるということで、水戸ホーリーホックとして、いろんな若い人がサッカーを習いに来たり、そういった形で、若くて元気な人とのつながりがたくさんある会社なものですから、

そういう人たちを新規就農者として、希望者を城里の農地で農業をやってもらおうと。そして、耕作放棄地を解消して、地域の発展、あるいは美しい里山の保全に役立ちたいということで、そういった耕作放棄地の解消事業に取り組みたいというような話をいただいておりますので、お金だけでなく、ごみ拾い、耕作放棄地の解消等も含めた、そういった社会的な活動をしっかりと充実化していただくよう、町としても申入れ等していきたいと思っております。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 農業をやりたいとか、それはとてもいいことだと思いますよ。耕作放棄地ですからね。農業が基幹産業の町ですから、当然それはいいことだと思うんですよ。

ただ、最初は違うでしょうと言っているんです、とにかく。企業誘致をする、Jリーグや日本サッカー協会にお世話になりながら、そこに付随する様々なスポンサー会社と契約をしながら、もしくは企業誘致というものにおいて、何かしらの会社を引っ張ってこようというのが最初だったんです。1億円規模だというんだけど、ほとんど1億円なんか経済効果はないです。毎年3,000万円お金を払って、これ町税です。例えばなんですけれども、800万円グラウンドの使用料もらっているんですけれども、城里町は1,700万円払うわけですよ。

それって、よく考えてください。よく考えてください。そして、もうそろそろ逆にしなきゃいけないんじゃないと思うんですよ。

町民の利用率は、実際には週1回どころじゃなくて、インターネット上に非公式の練習なんかは、もうほとんどこれ、ネット上にもありますよね、非公開の練習。非公開というのはほとんど使えないわけです。それも時間的には1時から5時とか、様々な無料開放の時間もありまして、午前中だけ使うとか、その時間数を言っているんですが、実態的にはほとんど水戸ホーリーホックさんが使うんです。であるならば、やはりそういった農業も含めてビジネス的な展開、企業的なクラウドファンディングも含めて、いろんなことを考えるのであれば、しっかりとそういう方向性を出していく必要があるんだろうというふうに思っています。

結局、水戸ホーリーホックを呼ぶことは、企業誘致として城里町に利益がある。法人住民税は16万5,000円いただいています、年間。ただ3,000万円出しますけれども、税金で。いずれにしてもなんですけれども、そういうことを踏まえた上でどうビジネス展開をするのかという最初の話、なぜ水戸ホーリーホックさんと最初の話しないのか。1億円の経済効果を求めるために、企業誘致も含めて様々な話を、なぜ現在も続けていないのか。

ちなみに、町長、聞きますが、スタジアムはいつ頃完成しますか。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） スタジアムの完成については、私のほうでは存じ上げておりません。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 水戸ホーリーホックがJ1としてきちっと上がっていくにはスタジアムが必要で、クラブハウスは用意したと。片方用意しておいて、もう片方は知りません、存じ上げませんじゃなくて、一緒にどういうふうにするのかという話合いをしながら、企業誘致も、企業誘致という最初の思い、そういったものを考える上でも、常日頃から考えるべきだと思うんですよ、どういう状況なのか。

農業やるのはいいんですが、農業。じゃ、その農業をやる。ニンニクを作る。それはどのぐらい作って、どれぐらい売り上げて、どれぐらいの収入があって、何人ぐらいの人たちがそこに関わって、その面積がどんどん城里町全域に、耕作放棄地を全てニンニク畑にする。水戸ホーリーホックののぼりを立てながらというビジョンなんですか。

当面、最初はなかなか難しい。ただ農業の基幹産業といいながら、城里町は農業に結構強い町ではあると思いますけれども、新規就農で耕作放棄地を開墾しながら、またさらにそこを売っていく。そうすると、かなりのシミュレーションだったり、そこに段取り、プランニングが大事になります。

そういうことも踏まえて、しっかりと考えていくような、ちょっと時間あれですからまとめていきますが、そういった話合いをすることは、まちづくり戦略課ではきちりやるんでしょうか、今後。

様々な諸問題を解決するために連携しながら、そういうことをまちづくり戦略課ではちゃんとそういう部署を、部署としてあるわけですが、きちんとそこでやっていくのかどうか、お願いします。

○議長（関 誠一郎君） 河原井君、まち戦の課長じゃなくていいの。

○8番（河原井大介君） まち戦課長、お願いします。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

〔まちづくり戦略課長小林克成君登壇〕

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 8番河原井議員のご質問にお答えさせていただきます。

今後の連携事業等々につきまして、今回の、遅くなってしまったんですが、一般質問を機にホーリーの小島社長ともお話をさせていただきました。

そうした中で、水戸ホーリーホックのほうもいろいろとアイデア等お持ちになってございまして、それらの活性化のための調整につきましては、できれば毎月1回程度、社長と

もお打合せの時間を作って、今後そのような内容の協議をしていこうということで、今月になってからなんですけど、お話をさせていただいたところでございます。

来月も、10月早々に話合いの場を持つということ、日程のほうも決めさせていただいております。そういう状況でございますので、ご報告申し上げます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） はい、分かりました。

では、そういったことも踏まえて、様々な諸問題、課題がありますから、毎月1回話し合っていくと。また、町民を代表する住民の代表の方も必要でしょうし、議会の議員なんかも必要かもしれませんので、きちっと月1回、そういった話合いができる場所というのを構築させていただいて、今後、前向きな議論、そして城里町発展のために寄与していただける水戸ホーリーホックと一緒に作っていくというニュアンスで頑張ってもらいたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

では、財政のほうに移ってまいります。財政状況ということについてお聞きをします。

時間もないので、さっと確認をしていきます。

まず、決算についてどういうふうになっているのか。

その後、財政の分析、それから借金、地方債、返済の計画とはどうなっているのかな。そして、その上で今後の方向性及びこの税収をアップする、収入を、町税をアップするという、こういった税収増に向けて、町としての政策について、時間がないのでお願ひします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） それでは、引き続き質問に回答させていただきます。

町の財政状況についてでありますけど、まず決算について、一般会計で歳入155億3,446万円、歳出が148億3,307万2,000円となり、歳入ベースで前年度比40%増となっております。

新ごみ処理施設建設事業など、大規模事業を行ったことが大きな原因ですが、それに伴い、補助金や交付税等が増額をされておまして、最終的には将来負担比率が59.5%ということで、横ばいということで財政状況は悪化していない、健全のままであるということでございます。

また、財政調整基金など、ご心配いただいているところでございますが、昨年度の令和2年度決算においては、2億3,786万7,000円の取崩しを財政調整基金で行っておりますが、今回の9月補正予算におきまして、逆に2億2,860万円の積立ての予算を組んでおりますので、令和2年度で取り崩しておりますが、令和3年度で積み立てておりますので、財政調整基金につきましても横ばいの状態ですね。令和3年度決算まで見て、見込んでいます。

ころでございます。

震災復興特別交付税が1年遅れで来たりして、そういった補助金が1年遅れで来たりしているということも、その要因としてはございます。

城里町の今後の借金の返済計画ですが、毎年の予算の中で元利償還金について計上して返済をしております。実質公債費比率が9.5%ということで、全国の市町村平均値を下回り、公債費の町財政への負担の割合はそんなに高くない、健全な差を失わない程度の公債費比率になっておりますので、これぐらいの比率で収めていきたいというふうに思っております。

また、収入のほうで地方交付税が減るのではないかとのご心配もいただいておりますが、合併による一本算定の影響はもう既に全部吸収しております。一方で、人口減少地域に対しては手厚く普通交付税をつけるといった国の新しい動きもありますので、そういった動きもあって、地方交付税はここ2年横ばい、または増加の傾向というふうになっております。

税収増について、町の施策としては様々なことをしていかなければなりません。企業誘致につきましては、町の空き校舎、あるいは遊休地等を現在鑑定価額等も公表して、売却への相談に乗れる物件として掲載を始めました。こういった町の遊休資産を生かして、企業の誘致を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） それでは、ご答弁いただきましたので、幾つかちょっと確認しながら進めていきたいと思っております。

これ、財務課にお聞きしたいと思っておりますが、町長コラム、広報しろさと9月号なんですけれども、将来負担比率について、町長コラム、広報しろさとで述べています。現在、今定例会において決算審査中であるんですけれども、まだ議会はこれ決算認定していないんですね。この広報しろさとに情報というか、数字が出ているんですが、これはこういうことを常にされることがあるんでしょうか。

また、広報紙のこの数字の確認及びこの記事の内容、これはきちっと確認されたのか、ちょっとお聞きします。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長補佐江幡守仁君。

〔財務課長補佐江幡守仁君登壇〕

○財務課長補佐（江幡守仁君） 8番河原井議員のご質問にお答えいたします。

町長コラムについてなんです。財務課としても内容についての確認はさせていただいております。あくまで町長コラムということですので、論旨とか骨格の部分は町長の伝えたいことをというところで構成しているんですけれども、その中で使われている決算の数

値ですとか、財政に係る数値の部分については、財務課のほうで確認をさせていただいているところがございます。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 違います。議会で認定していない数字ですよ、最新版の。その数字って出していいんですか。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長補佐江幡守仁君。

〔財務課長補佐江幡守仁君登壇〕

○財務課長補佐（江幡守仁君） 今回の議会の中で、決算認定でお出しさせていただいている数字を使用させていただいているところがございます。それにつきましては、財務課の判断で出させていただいているところがございます。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） いずれにしても、そういったものを出すと。いずれにしても、これ議会の決算とか認定を受けた上で、今まで情報出してくださいと言ってもなかなか出ないんだけど、町長コラムは出してもいいというようなニュアンスなのかなと思います。

次、いきます。

平成26年度から将来負担比率は毎年下がっています。町長コラムにも書いてありますね。このことはいいことですよね。いいことです。

この将来負担比率の算出方法について少し確認したいんですけども、分子というのが地方債の残高、分母になっていくのが標準財政規模で、平成30年度と令和元年度なんですけれども、この数値を見ると令和元年度は元金の残高が増えている。標準財政規模は下がっている。なんですけれども、将来負担比率は下がっているんですね。その算出方法、その年によって違うのか。ちょっとそこら辺の、またその分子の部分になる部分というのは、地方債と何があるのか。また、分母になるというのは、標準財政規模と何があるのか。

大体、この平成30年と令和元年度の、ちょっとそういったところについて、財務課のほうでちょっとご指導、教えていただけますか。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長補佐江幡守仁君。

〔財務課長補佐江幡守仁君登壇〕

○財務課長補佐（江幡守仁君） すみません、基本的な算定方法については、毎年度大きく変わっているところではございません。細かい数字につきましては、確認の上、別途ご用意させていただきたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君）　じゃ、今のところ、平成30年度と令和元年度については、その比率が下がっていることについては、お話は今できないので、後ほど資料としてペーパーとしていただけると。分かりました。

標準財政規模というものが、標準税収入額と普通交付税、臨時財政対策債の合計であって、国の示す金額だというわけですね。それについて詳細にもう少し教えていただければと思いますので、後ほどペーパーをいただければと思います。

それで、城里町の場合、この基準財政収入額の中の税収が少ないんです。現在のところ、現在のところですよ、企業誘致も地場産業育成もしみじみやってないから、今後増えていく見込みというのがあまりないんですよ。交付税について増額になる予定があるのか。横ばいで推移しているというんですが、今後、交付税について増額になっていく予定があるのか。財務課、見込みというのはどうなっているんでしょうか。多分、減額になっていくと普通は予想されるんですが、そういう予定というか、ものがあるんでしょうか。

○議長（関 誠一郎君）　財務課長補佐江幡守仁君。

〔財務課長補佐江幡守仁君登壇〕

○財務課長補佐（江幡守仁君）　8番河原井議員の質問にお答えいたします。

交付税の見込みなんですけれども、当初は一本算定、各市町村単位の算定から一本算定になるということで、交付税については減収の見込みが見込まれていたところなんですけれども、実際のところ、人口減少が進んでいる市町村に対して、新たに算定の基準が追加されたことから、当面は急激な減少はないという見通しになってございます。

交付税の算定につきましては、毎年度の地方財政計画、それから交付税の算定について、毎年度、国からお示しをされているところでございまして、中長期的な見通しについては、こちらとしては把握はしきれていないところでございますが、当面においては大きな減少はないということで理解してございます。

○議長（関 誠一郎君）　8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君）　なるほど。町長コラムでもよくお話ししているんですが、有利な起債、有利な借金の仕方がありますよ、借入れをしてなんです。平成30年、これは令和元年のように、決算カード等々で見ると、交付税は減っているわけなんです。その70%がよく入ってくるというんですが、それはどういうふうに入ってくるのか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（関 誠一郎君）　財務課長補佐江幡守仁君。

〔財務課長補佐江幡守仁君登壇〕

○財務課長補佐（江幡守仁君）　8番河原井議員の質問にお答えいたします。

交付税の算定につきましては、個別の算定基準というものがございまして、その係数がかなり複雑なものになります、ここにつきましては。ただ、起債の償還などに当たりまし

ては、元利償還の起債によって条件が変わるんですけれども、例えば70%が算入されるというような条件はお示しさせていただきます。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） いずれにしても、以前の議会でもお話ししましたがけれども、そういった70%ときちっと数字が出たところで、全て満額だというふうには思われてないし、実際にはそうではないよねというところが、多分、財務課も以前お話し合いの中でご存じだと思います。70%という数字、それは分かりますが、それを殊さら強調する必要があるのかどうかというところの疑問が前回からの質問であります。

プラス、この将来負担比率なんですけれども、その年の交付の金額によって、二、三%は簡単に変化すると思います。ですから、将来負担比率というよりも、地方債の残高を注視をしてはどうかというふうに以前からお話をさせていただいています。

例えば、交付税が4億円減ったとなりますと、比率は三、四%変わってきます。今回、町長コラムにあるのは59.5%というふうに、これは令和元年の数字が出ていますけれども、昨年度は59.5%。0.1%の減少。0.1なんです。いずれにしても、例えば今言いましたけれども、4億円とかそういった金額になると、比率って三、四%簡単に変わってくると。つまりどういうことか。

財政力の弱い城里町というのは、国の動向によって財政的な状況、行動によって財政的な影響が城里町はあるんですね。そのことをどう思うか、ちょっと後ほどお答えいただければと思うんですが、まず昨日もこの決算カードもいただきながら、合併特例債等々、以前お話しさせていただきましたけれども、合併特例債、借入れはどのように行っているのか。利率は何%で、今後は何億円の借入れを行っていくのか。今後、目玉となる事業はということ当初お聞きしたかったんですが、そのことについて、今考えている利率とかそういったものも含めてなんですけれども、この目玉となる事業、ちょっとそういうものについて教えていただけますか。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長補佐江幡守仁君。

〔財務課長補佐江幡守仁君登壇〕

○財務課長補佐（江幡守仁君） 合併特例債については、その使用用途がほかの起債よりも若干広いというところから、また交付税の算入率も高いというところから、有利な起債として活用させていただいているところです。

合併直後は、合併後の主要事業について優先的に割り当てていたところなんですけれども、現在はご説明のとおり、その時点で最も有利な交付税算入率の起債や補助金などを用いながら、適宜、毎年度の査定の中で見極めながら充てているという現状でございます。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 分かりました。

借入れの利息について、将来負担比率の対象となっているのは地方債の元金ばかりで、当町の起債の利息はどのくらいあるんでしょうか。この一般会計と特別会計合わせて、その金額を教えてください。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長補佐江幡守仁君。

〔財務課長補佐江幡守仁君登壇〕

○財務課長補佐（江幡守仁君） 8番河原井議員の質問にお答えいたします。

申し訳ありません。詳細については手持ちの資料がございませんで、改めて用意をさせていただきます。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） つなげていきますから、続けていきますね。

基金についてなんですけれども、当初予算において多額の繰入れをしていますね。令和2年度の決算では、財政調整基金は補正で戻入れをしています。今後は、財政調整基金の繰入れをしないのかどうかということなんです。先ほど、基金の積立てに約2億円、今定例会の補正予算に入れましたとなっています。9月のこの補正予算で入れたわけなんですけれども、基金の残高は毎年減少しているわけです。積立ても、決算カードを見ると平成29年から積立てを行っていないわけですね。久しぶりの2億円もの貯金を今回はするという事なんです。いずれにしても、毎年、基金残高は減少しています。

そういった基金というものは、この決算カードと呼ばれるもの、町の財政をダイジェストで伝えるものなんです。これを見ていくと、平成29年から、実質単年度収支というところがありますけれども、ここは貯金を食い潰していますよと。ずっとマイナスなんです。4年間連続、平成29年からですね。つまり、貯金を食い潰していますよ、利益を食っちゃっていますよということ。これが全て悪いというわけじゃないですよ。そういうふうな状況であるということ。踏まえた上で、今までこの基金の積立てはなぜ行えなかったんでしょうか。また、今後はどんどんこの基金の積立てを行っていく予定なんですか。

つまり、以前から私も言っていますが、基金が総体的に、全体的に50億はあるというんですけれども、今の状況で様々な事業の施策の中においては、50億という金額もそれほど長い間もたないんじゃないかというふうに思っているのです。ですから、積立てを行ってなかった理由や、行っていくのかどうか、そこら辺をちょっとお聞かせください。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長補佐江幡守仁君。

〔財務課長補佐江幡守仁君登壇〕

○財務課長補佐（江幡守仁君） 8番河原井議員の質問にお答えいたします。

財政調整基金につきましては、平成30年度の地方財政の見通し、予算編成上の留意事項

等についてということで、総務省のほうから自治体ごとに適宜適正な規模において運用を行うようにということで、考え方というものがお示されました。これに基づきまして、全国的に財政調整基金については一定額で抑えるということで、全国の市町村についても行っているところです。

このとき、この年度において、各新聞報道等でも財政調整基金について積立額の高い順にということろで、それ自体があまりよろしくないことだという方向性での報道などもされたということもありまして、財政調整基金につきましては一定額で抑えているところでございます。

また、各種基金につきましては、それぞれの基金の目的がございまして、それぞれの目的に応じた形で、適正な積立てを今後行っていきたくと考えております。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 分かりました。

今後は、計画的に積み立てていく可能性があるというようなお話だと思いますね。

今年度も多額の繰越金が出ているようであります。繰越明許費など、繰越事業との関係はあるのでしょうか。繰越事業分の繰越金の額と、その内訳が分かれば教えていただきたいんですが。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長補佐江幡守仁君。

〔財務課長補佐江幡守仁君登壇〕

○財務課長補佐（江幡守仁君） 8番河原井議員の質問にお答えいたします。

大変申し訳ありません、こちらは今詳細な資料をご用意できておりませんので、改めてご用意させて説明させていただきたいと思っております。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 分かりました。後ほど、じゃ資料のほう、提出をよろしく願いいたします。

以前、財務課のほうからもいただいた資料に、一般財源の数値の入ったもので、その費目としては、扶助費についてちょっとお聞きをしますね。

一般財源の割合が非常に大きいような気がしています。国・県補助金等、国や県の補助金が適切に収入されているのかどうか。また、この補助費についても同じだと思うんですが、過剰なサービスなどはあるのか。つまり過剰でなくても、サービスの事業というものはどういうものがあるのかをちょっとかいつまんで教えていただけますか。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長補佐江幡守仁君。

〔財務課長補佐江幡守仁君登壇〕

○財務課長補佐（江幡守仁君） 8番河原井議員の質問にお答えいたします。

大変申し訳ありません、扶助費の詳細な内訳ということになりますでしょうか。こちらにつきましても、ただいま手元にございませんで、申し訳ありません、改めて説明したいと思えます。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 以前、財務課からいただいた資料の中で幾つかあったものから質問させていただきましたので、ペーパーのほう、じゃ用意していただければと思えます。

次、ちょっと時間がないんで進めますが、各種特別会計の繰出金についてお伺いをします。

介護、国保への繰出金は今後増額になっていくんでしょうか。一般会計からの負担になるのか。どのような予測がされているのか。特に介護、次の計画時、第9期の保険料を上げる予定はあるのかどうかですね。そういったことをどのように財務課のほうでも財政シミュレーションされているのか、ちょっとお聞きします。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長補佐江幡守仁君。

〔財務課長補佐江幡守仁君登壇〕

○財務課長補佐（江幡守仁君） 介護のシミュレーションにつきましては、介護の計画の中でシミュレーションしているところをございまして、現在、財務課として積極的にそこに関わっているものではございませんで、ご了承いただければと思えます。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） いずれにしても、3月末の段階で介護保険料約48万ぐらいの貯金の中で、そういったところで幾つか指摘をさせていただいた点、つまりこれからどういうふうな保険、介護医療制度を担保するのかということについては、財務課も一緒に考えていただければというふうに思えますので、お願いいたします。

そういう中で、町長コラムの先ほど9月号がありますね。収支、将来負担比率なんですけれども、実際、今回の歳入を見てもらうと、一般会計補正予算、決算もそうなんですけれども、いずれにしても地方交付税が当初は34億円に対して6億円プラスの40億円がお金が入っています。先ほどもよくまだ説明が、内訳のほうをお聞きしていませんが、繰越金として4億6,000万円と入っているわけですね。合併特例債事業も8,000万円と。いずれにしても、この数値が、地方交付税とその繰越金と差額を見たときに、地方交付税が今回は多く入っていたということ。それは交付金がただ多くなっただけであって、基本的な町の町税、収入は、決算カードを見たとおりにずっと横ばい、一緒なんです。20億円で推移です。

つまるところ、将来負担比率の数字を出すときに、これは基本的に考え方があるんです

が、一つの目安として出すべきであるというふうに思っています。町長コラムというのは、税金を使って広報紙によって町の財政が健全ですよというふうに町長おっしゃりたいのは重々分かるんですが、それはあくまでも今回交付税が多くもらえたから、その数値が少し変わっただけであって、町税という税収そのものは変わっていないということなんです。

つまり何が言いたいか。地場産業育成や企業誘致だったり、税収を上げる、要するに雇用を増やす、そういったものについて、どのように町長お考えですか。

つまり将来負担比率の、町税というものはもう横ばいです。そこはなかなか上がらない。見込みがない。だから、そこに手をつけるのか。それとも、交付税に依拠し、交付税と共にこの町は生きていくことを、以前はそういう話ししていましたがけれども、そういったニュアンス、認識というのは変わりつつあるのかどうか、お聞かせください。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問に回答させていただきます。

将来負担比率については、茨城県の審査等も受けて、財務課がつくった数値を県に出して、県が全県的な統一基準でチェックして出しているものですので、決して一時的に町の事情ということではなくて、信頼の足る物差しだということの一つ申し上げておきたいと思います。

それから、町の財政なんですが、長として、あるいは行政として手腕が試されるのは、いろんな手腕が試されると思いますが、もちろん地元でどうやって税金をたくさん取るかという、あるいは産業を振興してもうかっている企業からたくさん税金を取るというのも一つの手腕ではあると思うんですが、一方で、国の財政制度とか、そういうのをしっかりと分析して読み込んで、どういうふうな施策を打てば国からより多くの交付税が町に送られてくるかとか、そういった国の制度の動向等よく分析して、少しでも有利な制度を活用して町の財政運営をしていくというのも、もう一方で行政に託された重大な手腕だというふうに思っております。

合併特例債の話が盛んに出ておりますが、それ以外にも、例えば最近では緊急自然災害防止事業債ということで、70%、国の交付税が下りる新しい制度ができたので、それはすぐに情報をキャッチして、じゃ合併特例債じゃなくて緊急自然災害防止事業債に事業を振り替えて、計画を立てて執行していこうと。すると、1億円の事業をやって7,000万円は交付税で戻ってくるわけですから、もちろん地元で自主財源として7,000万円の税収を上げるというのも、それは一つの手腕ですが、一方で、国で新しいこういう制度ができたぞというふうの情報をキャッチして、すぐその制度を使って国から7,000万円の交付税を引っ張ってくるというのも、それもまた行政の一つの手腕だというふうに思っております。

ですので、どちらも大切なことですが、企業誘致もやりますし、国の財政制度をうまく活用を今後もしていきたいというふうに思っております。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 町長おっしゃるように、星の数ほどある国の補助金や、そういった制度は、様々な起債を有利に使って城里町はやろうと。ただ残念ながら、私が言いたいのは、ずっと地方交付税に依拠している自治体でありますよということをまず認識しなければいけないじゃないですかと言っているんです。

その上で、企業誘致や地場産業育成、町長選挙の公約でうたっていたじゃないですか。それから、病院を誘致するという話もそうでしたね。それも企業誘致の一つだと言っていました。

いずれにせよ、算定の将来負担比率のその数字について、私は問題、大したことないと言っているんじゃないくて、その目安が正しいかどうかじゃなく、財政的なものが、事業財政の中で引いたとき、割り算をしたときに、その数字の数値が変わるのは、財政力指数として財政力が弱い城里町は、あまりにも地方交付税に依拠しすぎることがよいのですかと確認しているだけです。

ですから、以前からお話しているように企業誘致をする、そういうことを考えながらやっていくということですので、今後、またこの後、質問していきますが、丁寧に考えて、その部分についてはきちっと方向性を出していただければと思います。町長選挙の頃のように、前向きに全力で取り組んでいただければというふうに思っています。

3番目なんですが、移ります。

那珂川の大橋について、簡潔に、簡単にご答弁いただければと思います。

○議長（関 誠一郎君） 都市建設課長大津好男君。

〔都市建設課長大津好男君登壇〕

○都市建設課長（大津好男君） 8番河原井大介議員からのご質問で、那珂川大橋の架け替えの状況についてということですが、那珂川大橋の架け替え事業については、茨城県において事業が進められております。

城里町の令和元年第3回定例会において、茨城県により道路概略橋梁予備設計が発注されたとお答えしているところです。その後についてですが、昨年度までに道路予備設計、交通量推計及び環境調査、路線測量等を進め、概略ルートが定まったとのことであります。

引き続き、今年度については地質調査、道路詳細設計、橋梁詳細設計を実施しており、これらの設計がまとまり次第、地元説明会の開催を予定しているとのことであります。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） ありがとうございます。

それで、続きまして、災害についてなんですけれども、避難所、それから訓練はどのよ

うにやっているか。消防団、具体的にどうするのか。

その他の事項として、消防団員が大型消防車を運転する際の免許、それが2分の1は補助してくれるというんですが、それを全額補助にしたらいいのではないかというふうな提案をします。ご答弁お願いします。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長山口成治君。

〔総務課長山口成治君登壇〕

○総務課長（山口成治君） 8番河原井議員のご質問に答弁させていただきます。

まず、避難所についてのご質問であります。現在、城里町では町内31か所に避難所が設置されてございます。避難所につきましては、指定避難所、それと指定緊急避難場所とがございます。

指定避難所につきましては、災害の危険性があり、避難した方を災害の危険性がなくなるまでの必要な時間滞在させまして、家に戻れなくなった方を一時的に滞在させるための施設をいいます。主に施設としましては、学校、公共施設等を指定してございます。

指定緊急避難場所につきましては、災害が発生し、または発生する恐れがある場合にその危険から逃れるために、一時的に避難する場所となっております。

また、避難所におけます新型コロナウイルス感染対策につきましては、昨年度、避難所用間仕切り300張り、それと折りたたみベッド200台を購入しまして、避難所におきましても極力感染リスクを避けるための対策を取ってございます。

続きまして、訓練についてでございます。

訓練についてであります。訓練につきましては、職員の初動体制の確認としまして、起こり得る災害を想定したタイムライン、時系列によるものでございますが、先般、図上訓練を行ってございます。

訓練につきましては、8月に災害の対策本部要員となります。課、局長を対象にしまして、今回は台風を想定した図上訓練のほうを行ってございます。訓練から得られました課題を整理し、対策の改善に役立て、日頃の備えを行っているという状況でございます。

また、水害に対する訓練につきましては、毎年実施しておりました消防団の夏期全体訓練の中止、それと水防訓練の中止ということで、新型コロナウイルスまん延防止ということから、訓練の中止を余儀なくされてございます。来年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況を勘案しながら、早期の訓練再開のほうを開始していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

3点目でございます。消防団についてのご質疑でございます。

消防団につきましては、地域における消防、防災のリーダーとして、平常時、非常時を問わず、その地域に密着し活動をいただいているところでございます。消防団の主な業務といたしましては、もちろん火災の鎮圧、予防ということになっておりますが、現在では後方支援等の活動も、女性消防団などを活用しながら行っているのも現状でございます。

ちなみに、城里町での現在の消防団員数につきましては、8月現在467名となっております。分団数については17、45部で構成されている状況でございます。

最後、4点目でございますが、消防団員の資格取得の件でございます。

こちらにつきましては、先般6月の消防団の幹部団員会におきまして、免許の種別の取得状況の調査を行ってございます。調査の結果、現時点で所属分団の団員は、ほぼ所属している分団の車両には乗れるということを確認してございます。いわゆる出動に関する影響が出ることはないということでございます。

また、近年オートマ限定の免許所持者が増えてございまして、マニュアル車が配置されている消防団の車両は運転することができない状況もございまして、これから入団を希望される団員につきましては、免許証の確認等々を行いまして、入団の許可、対応のほうを図っていきたくと思います。

また、運転免許につきましては、既に町のほうで消防団員の能力活用資格取得助成交付要綱ということで、大型免許等の取得をする際に助成措置2分の1という規定が既にございます。河原井議員ご指摘の全額補助ということもございますが、将来的に消防団員が不足するということもありまして、若手団員の確保には、やはりこういう資格の取得も当然必要というふうに考えてございまして、率そのものにつきましては検討課題とさせていただきたいと思っておりますが、今後検討させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 最後になりますが、いずれにしましても、綱渡り状態の財政運営上、当然、財務課も含めて、先頭に立って全庁的にその動き、流れ、そして集中と選択によつての財政運営をやっていたいただきたいということを切にお願いしながら、一般質問を終了します。ありがとうございました。

○議長（関 誠一郎君） 以上で、8番河原井大介君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第2号、6番菌部 一君の発言を一問一答方式により許可いたします。

6番菌部 一君。

〔6番菌部 一君登壇〕

○6番（菌部 一君） 6番菌部です。

質問に入る前に、去る9月5日にご逝去されました財務課長故船橋行子様に衷心よりお悔やみを申し上げますとともに、ご冥福をお祈り申し上げます。

さて、私は、有害鳥獣対策と城里町ななかいこども園の新設、建て替えについてと、新型コロナウイルスワクチン接種についての3点をお伺いいたします。誠意あるご回答をお願いいたします。

第1点、有害鳥獣対策についてであります。

経済発展に伴い、若い人たちが都市部に就職することにより、農村地域からの農業後継

者がいなくなりました。結果、農村地帯の過疎化が進んでまいりました。農業従事者も高齢化が進み、耕作放棄地が増え、山林が荒れ、それらの場所はイノシシやハクビシン等のすみかとなって増え、近くの田畑の作物を食い荒らし、大きな被害を与えていました。それら被害を防ぐ対策として、国、県、町は奨励金を出していただいて、害獣の駆除に対策を講じているところであります。

町でも、鳥獣対策実施隊を組織をして対策を実施してまいりました。その結果、年々捕獲頭数は増加をし、農作物への被害は減少いたしました。住民、農家の方々は大変感謝をしているところであります。しかし、今年から実施隊の活動内容が大きく変わったとの情報をいただき、その理由と変更をお伺いをいたします。

まず、現在の隊員数は何名おられるのか。過去5年間の年別の捕獲実績と、支払われた奨励金が幾らくらいになるのか。町の所有の箱わなの数、各自治体で所有する数、その他私製、自衛のために町民が所有している数はどれくらいあるのか。

また、本年から実施隊の捕獲の方法が変わったと聞きます。その理由を、なぜ変わったのかをお尋ねしたいと思います。

また、本年度からは実施隊補助員が新設されました。その内容と、人数は何名なのか。

また、本年度、新たに箱わなが購入されたと聞きましたが、その財源と台数を何台なのかをお尋ねします。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。それでは、菌部議員のご質問に回答させていただきます。

まず、現在の隊員数につきましては28名です。

過去5年間の捕獲実績でございますが、平成28年が180頭、110万2,000円が支払われております。平成29年が249頭、380万2,000円です。平成30年度、271頭、435万8,000円です。令和元年度、647頭、940万2,000円です。令和2年度、683頭、947万8,000円です。

次に、箱わなの数です。

町所有の箱わな77基、自治会所有8基、実施隊員製作または購入が36基でございます。その他個人のものについてはちょっと分かりかねます。

それから、次に、本年度、実施隊による捕獲方法が変わった理由ということでございますが、昨年度、有害捕獲期間中におきまして、わな設置が禁止されている公道等への設置や、わなに設置者を表示した標識がついてないなどの改善すべきところが見受けられ、指摘を受けましたので、こういった管理をしっかりと行うことができるようにするために、実施隊員が管理する箱わなに鍵を装着し、あるいは設置場所について城里町役場に報告をいただいたり、有害捕獲事業の管理の再確認に努めたところ です。

次に、補助員制度でございますが、補助員につきましては、有害捕獲活動の負担を少しでも減らすために実施隊員の補助的な作業をするということで、捕獲個体の有無を連絡したりするというので、実施隊員の負担を引き下げるための制度でございます。先ほど申し上げました28名の隊員に対しまして、補助員は現在11名が着任をしております。補助員をつけている隊員もいますし、補助員をつけない隊員もいらっしゃるということでございます。

新たに箱わなが購入されたその財源と台数につきましては、令和2年度は16基購入、令和3年度は10基購入予定です。財源については全額国の補助でございます。国の補助が得られた分だけ設置しているふうに言うこともできるかと思えます。

以上、5点、ご質問に回答をさせていただきました。

○議長（関 誠一郎君） 6番菌部 一君。

〔6番菌部 一君登壇〕

○6番（菌部 一君） 6番菌部です。

確かに隊員は28名ということで、奨励金もやはり町長、発表していただいたように、年々捕る方も熱心になったと同時に箱わなも増えまして、去年は1,000万円に近い金額となったわけでありまして。そういう中で、やはり管理体制というのはどのように行われているのか。

前に、農政課のほうでも補助金等の不正な使用があったということもありますので、その辺の管理の内容と、そういうことでお願いをしたいと思います。

また、変わった内容というのは、やはり内容的には捕獲隊の皆さんの内部の考えがあったのかなと思うんですよね。事故とかそういうのは今まであったのかどうか、お伺いをしたいと思います。

また、捕獲隊員の方は、私が以前に、お話というか、自分的に感じたことは、狩猟資格がなくても単なる確認だけだからいいのかなと思ったんですが、その後、やはり何かの理由で変わったのか、お伺いをいたします。

それで、あと昨年新たに台数の新しい箱わなが購入されたようなんですけれども、今年、そのとき買われた箱わなは従来のものよりも小さくて、実際に配付された捕獲隊の方が少し使いづらいという話も聞くんですが、現在、箱わなを新しいのを使われているようなんですが、実績等はあるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） 農業政策課長増井栄一君。

〔農業政策課長増井栄一君登壇〕

○農業政策課長（増井栄一君） 6番菌部議員のご質問にお答えいたします。

管理体制ということでございますけれども、箱わなを含めまして、仕掛けていますか、実施している箱わなの管理等については、隊員さん個々にお任せしているような状況でございます。

事故はあったかというご質問でございますけれども、事故等はございませんでしたが、公道とか、山の林道というか、農道のようなところも含めて、公道に設置している事例がありましたので、そちらの是正ということで指導をした経緯は2件ほどございます。

補助員の資格というようなことなんですが、当初は狩猟免許等資格がない方でも任命、委嘱等ができるというようなことで考えていたんですが、野生動物ということで極めてどうもうございますし、習性等を十分理解している方がいいかと思ひまして、猟友会等の支部で資格等を持っているという方から委嘱をするということで変更したところでございます。

箱わなが小さいというようなご指摘をいただきました。これにつきましては、2年度に整備したものは片開きのタイプでございまして、わなの片方が開くものでございますが、使いづらいというようなご指摘があるということでしたらば、隊員さんとも十分相談をしまして、形の大きいものとか、両開きタイプとか、そういったもので3年度は整備する方向を検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 6番菌部 一君。

〔6番菌部 一君登壇〕

○6番（菌部 一君） そうしますと、また箱わな等の新しく購入するとか、そういう計画はあるのでしょうか。

また、実際今年ですか、その新しいわなを使っているかと思うんですが、捕獲された実績はあるのかどうか、お尋ねします。

○議長（関 誠一郎君） 農業政策課長増井栄一君。

〔農業政策課長増井栄一君登壇〕

○農業政策課長（増井栄一君） ただいまの箱わなの件でございますけれども、3年度につきましても、昨年度と同様の箱わなの使用を考えておりましたので、こちらはまだ申請段階でございますので、変更等についても十分検討してまいりたいと存じます。

捕獲実績の件ですが、昨年度購入したものについての箱わな実績ということでの個別のデータは、調べてみないと即答はできないものですから、確認をしましてお答えをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 6番菌部 一君。

〔6番菌部 一君登壇〕

○6番（菌部 一君） ありがとうございます。

新しく買うについても、十分に捕獲隊の皆様と相談なさって、やはり効果の上がる箱を購入したいと思います。

あと、奨励金の関係なんですけれども、監査体制というのはどういうふうになっている

のか、お尋ねをします。

○議長（関 誠一郎君） 農業政策課長増井栄一君。

〔農業政策課長増井栄一君登壇〕

○農業政策課長（増井栄一君） 引き続き、お答えさせていただきます。

奨励金の監査対象というようなことでして、こちらにつきましては協議会をつくっております。町で鳥獣害の対策に伴う協議会をつくっております、この中でJAさんに幹事さんをお願いしております。JA水戸、常陸等の会計幹事に専任いたしまして、団体等の帳簿等の会計検査をしていただいているところでございます。

○議長（関 誠一郎君） 6番菌部 一君。

〔6番菌部 一君登壇〕

○6番（菌部 一君） ありがとうございます。

どうぞしっかりお金の管理はしていただきまして、さらに一層効果を上げていただきたいと思えます。

一応、私が申し上げたいのは、大きく今度は今までと違って、捕獲隊員とそのほかとの協力か連携がうまくマッチしたために、昨年も680何頭という大きな成果を上げていただいたわけであります。そういう中で、実際に有害鳥獣の数が減りまして、大変安心しているところでもありますけれども、また変わったために再びイノシシ等が増えて、被害が大きくなるのを町民の皆様も大変心配をしております。今後とも一層の、そのような被害に対する手を緩めないで、継続をしていただきたいと思えます。

次いで、ななかい町立こども園についてをお伺いをいたします。

本件は、昨年10月に当時のななかい保育所が築40年を経て、老朽化が著しく、内部は木造のため、シロアリ等に食害を受けており、木の部分にシロアリの幼虫が出てくるのを防ぐために、職員さんがガムテープで塞いでいるような状態でした。これは私も見まして、大変なことだと思っております。

町といたしましても、これらを看過することができなくて、大切なお子さんを預かるには環境が悪いとの判断で、ななかいこども園施設整備検討委員会が発足したものであります。構成は議会から関議長と私です。その他区長さん、会長さんが12名で構成をされました。

その後、私も会議の後、七会出身の議員さんとこども園を拝見させていただいて、老朽化が著しく、隣には建設業者さんの作業場がありまして、業者の方が作業する際には大きな音を立てていると思われました。視察された議員さんの皆さんも同感だと思えます。

会議は3回開かれまして、施設整備検討委員会の答申は、施設の老朽化が著しく、移転して施設規模を入園児数に合わせ、縮小して新築するのが適正と決定をいたしました。

そこでお伺いをいたします。

城里町立ななかいこども園の新園整備に関するアンケートを実施されたと思うんですが、

その結果はどのようなのかと、かいつまんでお話をいただきたいと思います。

また、今年度そのようなお話が出てから、令和3年度の入園数の数が非常に少ないよと、そういううわさも聞きましたが、今現在の入園されている方、そういう方の数を教えていただきたいと思います。

また、町内4か所あるんですか、保育園とか認定保育園が。そういう中で、入園できない待機児童はおられるのか。そういうことと、あと今後の考え方として、どのような保育所を造った場合には考えられるのか、お伺いをいただきたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。それでは、菌部議員のご質問に引き続き回答をさせていただきます。

町立ななかいこども園整備検討委員会の答申に、教育、保育が充実するよう、保護者を含む利用者や保育従事者の意見を反映した、使いやすい施設整備を進めるといった旨の記載があったため、アンケートを実施いたしました。

町内の就学前で認定こども園に通園していない児童のいる世帯及び七会地区にお住まいの世帯を合わせて648世帯に対しアンケート調査を行い、242世帯から回答を得ました。

このアンケートの質問の中で、七会地区に新園舎が整備された場合、「ななかいこども園にお子さんを入園させたいと思いますか」の問いに対し、「はい」が47%、「どちらかといえば、はい」が14.5%、合わせて61.6%の世帯が、七会地区に新園舎を整備した場合、入園を前向きに考える旨の回答がございました。

次に、実際のななかいこども園の入園者数についてでございます。

入園児童がほとんどいないんじゃないかというような、そういったご懸念もありましたが、実際には今年度、既に6名が入園をしております。現在27名の園児がいて、昨年と今年度比べて、在園児童数は同じ数で全く減っていないという状態でございます。

さらに、2名の今入園相談を受けておりまして、2名入りますと在園児は29名となり、昨年よりも今年のほうが在園児童が多いという状態になってきております。

入園者は七会地区だけではありませんで、既に入った6名のうち2名は常北地区の住所の方がななかいこども園に入っておりますので、ななかいこども園なので七会の子供だけが入るということではなくて、ほかの地区からも、ななかいこども園に入りたいと言って入っていただいている方がございます。

続きまして、待機児童がいるのかというご質問でございましたが、いわゆる国の言う待機児童というのは、全ての園が満員でどこも入ることがない場合、待機児童というんですが、城里町におきましては定員に余裕がある園がありますので、そういった国の定義による待機児童はいないんですが、一方で、希望するこども園に入園できない、入所保留にな

っている児童がおります。6名入所保留ということで、保育園に入れないという方がいらっしやいます。

現状でも、6名の子供たちが希望する保育園に入れないということで待っている状態ですので、もし、ななかいこども園が受け入れていなかったら、さらにこの入所待機児童数というのは増えてしまうのではないかというふうに思います。

最後に、今後の考え方、どのような施設整備をしていくのかというご質問でございました。

ななかいこども園施設整備に関するアンケート調査の中で、「ななかいこども園にどのような役割を期待しますか」という問いに対して、「隣接している医療機関との連携」という回答も2番目に多くございました。病児保育、保育専用の施設ではなく、将来を見据えた、多目的に利用可能な施設整備等の記載もあり、整備に当たってはそういった保護者等の意見を反映し、使いやすい施設にしていきたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 6番 菌部 一君。

〔6番 菌部 一君登壇〕

○6番（菌部 一君） ありがとうございます。

私も、当初心配した、入園数が減少するというのは大変残念だなと思ったんですが、やはり公立という立場もあり、先生方も一生懸命預かっていただけるということで、ありがたく思っております。

また、私のほうも入所保留という意味というか、言葉は分からなかったんですが、やはり公立として、そのほかの私立のところも熱心に保育、指導はされていて、それなりの大きな父兄さんに応えていると思うんです。この計画どおりに新しい保育園ができると、やはりほかからの入園する方も増えてくると思いますので、どうかそれらの実現のために、この七会地区は過疎化にもなっておりますので、地域の若い人たちのお母さんたちにも応えるためにも、答申に基づいて整備を進めていただきたいと思います。再度、町長のお考えを求めます。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 城里町立ななかいこども園につきましては、本年度、当初予算におきまして設計費をお認めいただいているということで、現在、城里町では設計を発注いたしまして、設計者と今、使いやすい施設の実現に向けて、打合せをしながら設計作業を進めているところでございます。

過疎に悩む、城里町全体も少子化に悩む中ではありますが、ふるさとに若い夫婦が帰ってきたときに、少なくとも保育所については望んだら入れますよという、そして、入れる保育所は安全で快適な設備を持っていますよということを用意しておくというのは、安心し

てふるさとに若い人が帰ってこれる重要な要素だというふうに思っております。

唯一残った公立のこども園として、単に七会地区の子供を受け入れるだけではなく、ほかの地域からも来たいという子供があれば受け入れますし、あるいは病児保育など、ほかの民間ではなかなか手が出せないところについても、診療所の隣の立地であるということで、診療所と連携して、具合が悪くなった子供について手厚い、そして素早い対応ができる、そういった施設を目指していきたいというふうに思っています。

また、設計に当たっては、将来も見据えて、様々な間取りの変更や用途の転換もできるような、そういった工夫も施設の設計の中には織り込んで、決して無駄な公共投資と言われない、そういった施設にしていきたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 6 番 菌部 一君。

〔6 番 菌部 一君 登壇〕

○6 番（菌部 一君） ありがとうございます。

ぜひ実現に向けてご努力をお願いしたいと思います。

3 点目といたしまして、新型コロナワクチン接種についてをお伺いいたします。

現在、町の状況といたしまして、高齢者の方、基礎疾患のある方、そのほかの方への接種、進捗状況は、どのようになっているのかをお伺いをいたします。

また、それ以外で、一部確かに始まってはいるんですけども、高校生、小・中学生のワクチンの接種の状況ですか、それをお伺いをいたします。

また、通告に入らなかったんですが、それに絡みまして、小学生、中学生への授業は現在オンラインでやっているんですが、そのような事情を教育長のほうからお伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君 登壇〕

○町長（上遠野 修君） 引き続き、菌部議員のご質問に回答させていただきます。

城里町のワクチン接種状況についてであります。城里町におきましては、8 月のお盆前までに全住民への接種券の送付を終えております。

その後、1 週間程度以内に電話してこられた方につきましては、9 月12日までの日程で予約が成立しております。9 月12日までに城里町の集団接種会場で打った方、それから県の大規模接種会場で打った方、それから町外で打っている方のデータというのは、2 か月遅れぐらいで来るので正確な人数が分からないのですが、4 月、5 月、6 月で1,000 人ぐらいが2 回町外で打っているというのが確認できていますので、7 月、8 月、9 月も同じ数、それ以上の接種が町外の職域等で行われていることを想定しますと、9 月12日時点で、城里町におきましては接種対象人口の80%から85%の方が既に1 回を終えていると。

ということは、9月末、あるいは10月の上旬までに、2回接種が80から85%終わるといふような接種状況になっております。

そのため、城里町におきましては、10月以降は接種対象者がぐっと減りまして、週1回程度の接種でニーズを十分くみ取れるのではないかというふうに思っております。

そういったワクチン接種が進んでいることもありまして、城里町におきましては、8月27日以降、16日間連続で感染者がゼロという状況が続いております。これだけ接種が進みますと、なかなか城里町内においてクラスターが起りにくいような、ワクチン接種の順調な進み具合ということでございます。

中学生、高校生の接種でございますが、中学生につきましては、既に82%が1回目の接種を終えております。これから中学生の予約を取るという自治体もあるようですが、城里町におきましては、7月中に予約を取りまして、8月の最終週に中学生、高校生の優先接種を既に行っておりますので、このような接種率となっております。

高校生については、約7割が接種しているという状況でございます。

また、小学生につきましては、小学6年生のみが接種対象となっておりますが、それも誕生日を迎えた後の日じゃないと接種できないということで、同じ小学6年生でも誕生日が10月の方、11月の方、下半期に誕生日が来る方は接種がまだできないという状況であります。8月までに誕生日を迎えた小学生については、既に接種券を送っておりまして、その半分までいきませんが、20人程度は既に小学校6年生についても接種をしているというふうに伺っております。

それが現在の接種状況でございますが、学校における対応については、教育長に答弁させます。

○議長（関 誠一郎君） 教育長高岡秀夫君。

〔教育長高岡秀夫君登壇〕

○教育長（高岡秀夫君） 6番菌部議員のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

8月25日に県のほうから指示がございまして、本当に突然でございました。9月からはリモートでやるようにと、そういうことで、本町としても6月頃から子供たちに、多少学校にはよるんですが、タブレットを持たせて、7月には教員全ての研修等をして8月と、夏休みと。9月からは、学校でもって子供たちにその使用上のいろいろなこと、決まり等をというような計画でおりました。しかし、急遽9月1日からもう休みに入るというような指示だったんですけれども、9月1日にはそうはいきませんでしたので、子供たち全部学校に来らせて、きちんと約束事ですとか、持ち帰るときの家での使い方ですとか、そういうことを急遽、突貫工事でやりました。

また、もちろん夏休みからあれなんです。8月26日に臨時校長会を開きまして、そこから本当に先生方が何とかこのリモートを完成させようということで、本当に突貫工事というか、一生懸命それぞれの学校で取り組んでいただいて、何とか9月5日からでした。

しょうか、6日ですね、そこから、私も全中学校、先週回ってまいりました。そうしましたら、やっぱり授業を進めたりですとか、自作の教材ですとか、いろんなアプリとかソフトがあるんですけども、無料のソフトを駆使したりというようなことでやっております。

この後、三村議員のほうからもそれについてご質問がありますので、その中で具体的にご説明申し上げたいと思うんですが、その程度でよろしいでしょうか。

○議長（関 誠一郎君） 6番菌部 一君。

〔6番菌部 一君登壇〕

○6番（菌部 一君） 町長のほうにお伺いをしたいんですが、町の職員の皆さんは全て接種が済んでいるのか、あと、玄関のほうで対応している方おりますよね。そういう方とか、町関係の方は、全て接種がお済みになっているのかどうかを確認をいたしたいと思えます。

また、教育長のほうには、確かに一生懸命リモートで授業をやるということで、私も、私事ですが、うちに中学2年生がおるんですけども、一生懸命受けています。午前中だけなんですけれども、うるさいなんて言いながら静かにしてやっている状況なんですけれども、ただ、これから国・県のほうから子供さんたちへの指導も細かくあるのかもしれないんですが、ちょっとそういう、毎日毎日が午前中リモートで、あとは自主といっても、実際にはなかなかやってないようなものですから、今後、後の議員さんの差し障りあるかもしれないんですが、分散登校とか、そういうのも考えていればお尋ねします。

以上です。お願いします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 引き続き、菌部議員のご質問に回答させていただきます。

職員につきましては、例えば接種会場でキャンセルが出たときに、キャンセルを埋めるために打ったりなどもして、希望する方はほぼ全員打っているかと思えます。ただ強制じゃないので、私、打ちたくないよという人に無理に打たせることはしませんので、そういう、あるいはアレルギー体質があって打てない人もいるでしょうし、ただ何度も申し上げますのは、接種券が8月のお盆前に全部送り終わりました、その後、1週間程度で電話した方については、全員9月12日までに予約が取れておりますので、早く打ちたいと希望された方は、皆もう1回は打ち終わっている状況だと思えます。職員についても、町内に住んでない職員もおりますが、ほぼ打ち終わっているということでございます。

○議長（関 誠一郎君） 教育長高岡秀夫君。

〔教育長高岡秀夫君登壇〕

○教育長（高岡秀夫君） 菌部議員のご質問にお答えしたいと思います。

現在のところ、24日までということですので、それについては基本的にはリモート授業ということで考えております。ただ、それと併用して、紙媒体ですとか、そういうことで、

午後そういう課題は与えておるんですけれども、何せ子供たちも午前と午後とずっとタブレットに向かい合っていると、目の部分ですとか、あるいは教員の中でも、流す教材を準備をするのが非常に大変な部分もありますので、ただ進学にかかる子供たちにとっては、例えば6年生とか、中学3年生とか、そういうことについては、学校に個別登校というか、あるいはそういうことで、何らかの形で学校でもって指導すると、そういうようなことで考えております。

○議長（関 誠一郎君） 6番 菌部 一君。

〔6番 菌部 一君 登壇〕

○6番（菌部 一君） そうすると、町長、一番心配なのは、町の職員さんは不特定多数の方の町民とか、外部の方とお会いしての仕事もあるわけですから、確かに個人的なワクチンに対する思いで受けないというのは、これ致し方がないと思うんです。そういう方はPCRとか何かは勧め、強制的というわけでもないんですが、町民への安全のためにそういうのも必要だと思うんですが、その辺のところを考えがあればお伺いをしたいと思います。

教育長さんのほうにも、やはり1日、子供たちは今の子供たちなもので、私と違ってパソコンとかそういうのを慣れてはいるんですけれども、確かにそういうことは無理だと思います。だから、先生たちも子供たちのためにもいいと思いますので、国・県の指導は当然大事ですし、コロナになるのも当然防がなくてはならないんですが、そういう事態になったら多分やられるんだと思うんですが、絶対やれとは言えませんが、お互いに多感な時代を子供たちは進んでいるわけですから、先生方と力合わせて、子供たちの健全な教育のためにご努力をお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（関 誠一郎君） 以上で6番 菌部 一君の一般質問を終結いたします。

ここで、午後1時まで暫時休憩といたします。

先ほど、まちづくり戦略課長から申出がありましたように、12時55分に着座のほどよろしくお願ひ申し上げます。

午前 11時48分 休憩

午後 0時59分 開議

○議長（関 誠一郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

5番 片岡藏之君、早退いたしました。

ここで農業政策課長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

農業政策課長 増井栄一君。

〔農業政策課長 増井栄一君 登壇〕

○農業政策課長（増井栄一君） お時間をいただきまして、申し訳ございません。

午前中の一般質問で、6番菌部議員から有害鳥獣対策での令和2年度で購入した箱わなの捕獲実績のご質問がございました。今年度8月末までに135頭の実績がございまして、そのうち新しい箱わなによるものは4頭でございます。

以上、報告させていただきます。

○議長（関 誠一郎君） 次に、通告第3号、4番藤咲芙美子君の発言を一問一答方式で許可いたします。

4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 4番藤咲芙美子です。

通告に従いまして、一般質問を行います。

一般質問に先立ちまして、9月5日船橋行子さんが亡くなりました。お悔やみとご冥福をお祈り申し上げます。

一般質問に入ります。

これはお悔やみに対するの質問なんですけれども、お悔やみ専門窓口の一本化をということで、前回は質問をいたしましたけれども、なかなか発展性がなく、引き続き、再度質問いたします。

お悔やみの手続は、残された家族が役場に行くことになります。死亡届のとき必要な手続の書類を渡されますけれども、その内容は生活全般の、死亡届の全般の名義変更手続が必要となってきます。不安を抱えながら各課を五、六か所回り、その都度身内の死を伝えなければいけません。1回で手続が終わることも少なく、数回足を運ばなければなりません。精神的負担、疲労が生じてしまいます。

このような負担を解消するためにお悔やみ窓口を一本化していただきたいと、私は2020年9月に提案をいたしました。町長の答弁は、今後の課題として検討させていただきたいというものでした。どのように検討されたのでしょうか。

一刻も早い窓口の一本化を求め、質問をいたします。

少なくない当事者の方から、何も分からない状態で手続に行くのですが、次々と回され、3時間にも及び疲れまして、1か所で済ませられるとありがたいですねと訴えていました。また、避けて通れないこと、できるなら後々の人たちのためにも、ぜひ設置していただきたいですねと、窓口一本化の設置を求める声も聞かれています。

家族が亡くなって深い喪失感に包まれているご家族の方が、役場に行って繰り返しの説明には、苦痛そのものだと思います。ご高齢の方の場合は、特に身体的、精神的負担が強く感じるのではないのでしょうか。

この間、県内では、遺族の精神的、事務的負担の軽減を考え、窓口一本化を開設した市町村が増えています。直近で石岡市が7例目になりました。住民の要求の声が大きくなっていることが感じられます。当町でも、ぜひ遺族の負担軽減のためにお悔やみ窓口の一本

化を求めたいと思います。答弁をお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） それでは、4番藤咲議員のご質問に回答させていただきます。

町では、出生や死亡、転入、転出等のライフイベントごとに、必要な手続を一覧にしたものを届出の際に窓口でご案内をしております。死亡後の手続についてはそれぞれ異なることから、ご遺族に配布した一覧表を基に、関係各課に必要な手続をしていただいております。

必要な手続を1か所で済ませることができる窓口、いわゆるワンストップサービスについては、住民サービスを向上させる上では理想的な形でありますので、今後、先進地に職員を視察に行かせるなど、近隣自治体の取組の把握に努めてまいります。

役場本庁に行政機能を集約し、事務の効率化、サービスの向上を図っておりますので、今後とも継続して各種届出の際に必要な手続を一覧表でお渡しして、当面は対応してまいります。何とぞご理解のほどお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） なかなか進んでいかないようです。お悔やみ窓口へ来たときにご家族がどのぐらいの時間をかけて、どのような思いで手続をなさっているのか、細かく説明していただけますか。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長山口成治君。

〔総務課長山口成治君登壇〕

○総務課長（山口成治君） 4番藤咲議員のご質問でございますが、どのぐらいの手続、時間がかかるのかということでございますが、手続につきましては、町民課のほうの窓口のほうに行かれたときに、案内としまして手引書のほうをお渡ししております。18項目にわたる内容でございますが、これはお亡くなりになられた方全てが該当するわけではないので、その方々のケースによって取扱い窓口のほうが違ってきますので、その点はご了承くださいんですが、大きく分けると、1階フロアにあります健康保険課、長寿応援課、福祉こども課、町民課、税務課が手続上必要な課、こちらに行政機能が集約してございます。2階で申し上げますと、農地等の関係がありますので農業委員会、山の関係で農業政策課等々が該当窓口となっております。

お悔やみ手続にご来場されたご遺族の方には、案内窓口のほうから次の窓口のほうへと丁寧なご案内を差し上げるということで、時間のほうにつきましては、具体的な資料は私のほうで持ち合わせておりませんので、このぐらいの課の手続が必要になってくるということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 結局、把握はしていないということです。

方法としては、個々に全部役場で町民課に行ったときにこの用紙が渡されまして、これはご家族の方に渡してくださいと業者の方に伝えるんだと思うんですね。業者の方が死亡届、診断書などを取りに来るんだと思います。ご家族の方に渡したときに、方法としては、これを渡してくださいと、それでご家族の方は1週間以内に手続に来てくださいということを言っているわけですがけれども、その時々でケースによって違うとおっしゃいました。

ケースによって違うということであれば、その方のご家族の方にこの文書で必要なところを全部チェックしていただいて、役場に私はこことこことこことこれに対応し、該当なりますので、この件について手続に行きたいと思っておりますので、よろしくお願ひしますという形で住民の方から来ます。そうしたときに、役場では、では、この方についてはこれとこれとこれの課がありますので、その課に対して、この人に対する書類をまとめてくださいというような、そういう内容でしっかりと、それで何月何日、1週間後ぐらいに手続に行きますので、よろしくお願ひしますということであれば、じゃ、役場では1週間以内にこの方のこの分野の手続をきちんとまとめておきましょう、それで町民課に来ました、今日はこれについて手続に来ましたということになれば、それについて一つ一つ丁寧に説明して、その場所で座ったままでご遺族の方はできると思うんです。それで、あちこち歩かなくても済みます。

担当の方たちは、1つの課が終われば、2つの課でも、3つの課でも、次から次と来てもらえればそれで済む。書類はそろっていますので、済みますということになりますけれども、手法は幾らでもあるんです。町民の苦痛を少しでも軽減させようという、そういう思いはないんでしょうか、役場には。どれだけ大変な思いして、皆さん手続に来るか分からないですか。

やっぱり本当に訳が分からないですよ、町民の人たちが手続に来るということは。役場は全て分かっています。どういう手続があって、こういうことすればいいというようなことは分かっています。だけれども、町民の方は、手続に来るご遺族の方は分からないんです。そういう中で、どうしろ、あっちに行け、今度はこっち行け、今度は2階に行け、今度は下に行けと言われて、苦痛のあまり本当に疲れたと。しかし、それだけでも済まないで、2回も3回も来なければならなくなるような、そういう手続のやり方もやっています。

農家の方であれば、農地の権利を取得したとか、いろんなものもあると思います。名義を変更するとか、そういうようなこと全てあります。そのことについて1か所で説明してあげられるような、そういう方法が絶対あるはずなんです。でなければ、県内で7例にも及ぶようなやり方でないと、やらないと思うんですよ。それは、やっぱり住民負担を考えたと、皆さん、ほかの市町村、自治体でやっていると思うんです。ですので、具体的に分からなければ、ほかの市町村のこと参考にして取り組んでください。何でこれができな

いんですか。面倒臭いからですか。お答えください。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 先ほどの繰り返しになりますが、今後、先進地に職員を視察に行かせるなどして、そのやり方等について取組の把握に努めてまいりたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 私ちょっと、声を荒げちゃいましたけれども、何でこんないい制度を分かってもらえないのかなと思うんですよ。ですので、これは自治体の非常な住民に対する厚い町政じゃないかなと思うんですね。

町長は常々言っているじゃないですか。住みやすいまち、住んでいてよかったまち、住みたいと思うまち、これが公約ですよ。そういう町にぜひしてください。そうすれば、町民も、ああ、いろいろ考えてくれたんだなということが分かってくると思います。ぜひお願いいたします。

最後に、2020年7月から2021年7月まで、広報しろさとで町の人口推移を確認してみました。調査してみたんですけれども、増える月が一月もありません。1年間で415人の人口が減少となっています。もちろん転居、転出などによる減少も含まれており、亡くなられた方も、ばかりではないと思いますが、死亡されている方も多いと思います。死亡された遺族の負担を考えると、窓口の一本化は早急に取り入れていただきたいと強く要望を申し上げます。最後に答弁お願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 必要な手続を1か所で済ませることができる窓口というのは、ある意味理想的な形ではありますので、今後、既に実施している先進自治体に職員を視察に行かせるなどして、その取組の仕方について把握に努めてまいりたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） これはぜひ取り組んでいただきたいと思うんですけれども、役場の中では大変かなと思うんですけれども、ある担当課に聞いてみますと、いや、これはできないことではないよという答弁、答えもいただいています。ですので、皆さんのスペシャリストな知恵を出して、皆さんでどんなことがいいのか、皆さんの力で検討しながら取り入れていただきたいなと思っております。よろしくお願いいたします。

次に移ります。

桂支所・七会町民センターの機能再建について。支所業務の点検結果と利便性向上についてです。

地域住民の暮らしに必要な各種業務を身近な場所でわかりやすく丁寧に行うところが支所機能であり、町民と町政を結ぶ重要な行政機関です。

平成30年6月から、支所業務の中で後期高齢者医療の受付及び交付、介護保険に関する相談、届出の受理、犬の登録、国保の資格、各種届出など、地域住民に周知されず、納得されないまま削減されました。いまだに削除されたままになっています。支所機能を再建することを求め、質問をいたします。

私のところには、いまだに地域住民から訴えられています。この手続業務は、ここではできないので本庁に行ってくださいと言われた、私たち高齢者の手続だから、若い人たちに迷惑かけたくない、何で今までのように支所でできないのかね、目の前に支所があるのに、わざわざ石塚まで行ってしまうのでしょうか。がっかりした表情で話していました。桂・七会地区からわざわざ石塚の本庁舎まで行くのは大変です。私は、当初からこのような切実な声に改善を求め質問をしたのですが、いまだに改善されていません。

平成30年の私の質問に対し、町長は、業務を削減したところ、今まで受け取れた書類が受けられないのはおかしいと、地域住民の方から苦情を受けた、業務を減らしすぎたので反省し、支所業務を戻そうとしているところだ、もう一度点検し、住民の利便性向上を図っていききたいと、繰り返し答弁をしています。

業務を減らしすぎたので反省し、再び支所に業務をもう一度戻そうとするとはいますけれども、どのように点検し、反省したのですか。答弁をお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） それでは、引き続きご質問に回答させていただきます。

桂支所及び七会町民センターにつきましては、名称こそ違いますが、地方自治法155条に規定される出先機関であり、同等の事務を行っております。

支所等の業務につきましては、行政運営の効率化を進める上で、職員の配置状況等踏まえ、見直しを行ってまいりました。

支所業務のうち、どのようなことを見直したということですが、例えば一時期、以前は日赤等の募金の取扱いについて、取扱い不可ということで本庁に業務を移したんですが、利用者の側に立ち、取扱いができるように、また支所でもそういった募金ですとか、そういったものの受け取りができるように、見直しも行っておるところでございます。

今後も、社会経済情勢を踏まえ、限られた人材や財源を有効に活用し、住民サービスの向上と行政運営の効率化に努めてまいりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 町長、日赤とか募金とか、そういうものについてはできるんです、簡単に。でも、これは当然やらなければならないことです。それをわざわざ答弁の中

に、日赤、募金、社会福祉協議会の助け合いの募金はこちらで受け付けるようになったと、そうおっしゃいますけれども、そういう簡単なものじゃないです。

今、冒頭に申し上げました。支所の職員は勉強しますよ。皆さん、いろんな課で全て経験して、国保であれ、社会保険であれ、何であれ全部、後期高齢者の問題であれ、介護保険の問題であれ、経験した中で、会計年度任用として移転したりとか、移籍したり、そういうようなことでお仕事されています。そういう人たちは、しっかり自分たちの勉強をした、もう一度復活して、そこで住民のために尽くしていきたいという、そういう思いがあるじゃないですか。そういうことを、仕事を取り上げてしまって、何もなくていい、それだけでいいんだというようなことを言うんでしょうか。

何でそれができないんでしょう。幾ら、見直し、取扱いに対して規定があるからとか、職員が少ないからとかと言って、できる問題は、当然こちら側で、町長側で切ってしまうから、そういう状況になっちゃうんじゃないんですか。職員を増やしていくというようなことは考えられないんでしょうか。

業務をしっかりともう一度住民のために変えていこう、そして業務を戻していかななくちゃならない。私は先ほど言いました。反省して支所業務を戻そうとしている、住民の利便性向上を図っていききたい、そう言ったのは何だったんですか。お答えください。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問に回答させていただきます。

先ほどの繰り返しになりますが、各種の募金の受付等などについては、本庁舎までお金を運ぶのが大変だということで、支所、町民センターでも請け負ってほしいという要望がありましたので、その業務について、また出先でもできるように戻したところがあります。その他の業務についても、出先でできるものがないかどうか、検討してみたいと思います。

もともと、トップダウンで業務を減らすというよりは、町の現場の声、あるいは行革とかの提案を受けて業務の整理を行ったという経緯がありますので、それはまた議会からのご指摘を受けて、私のほうから指示をして、また業務を出先に一部戻したりもしているわけですが、そういったことについては、世の中の動向も見極めながら、1回検討して終わりということではなくて、定期的に棚下ろしというか、検討は必要なのかなというふうに思っております。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） ていのいい答弁ですね。検討させていただきますと。

確かに検討していくとしか言いようがないのかもしれませんが、住民の声、異動された職員の声はやっぱきちんと聞くべきだと思うんですけれども、職員さんの声は、本所のほうから支所に出張している方たちの声を、住民はどのような声を聞いていますか

というような、そういう調査に行ってみたとか、そういうようなことはありますか。お聞きいたします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 私としては、全ての職員と年1回以上は面談を行っていきまして、その中で業務に対する希望とか、感じる事とか、そういったことはヒアリングをしております。

○4番（藤咲芙美子君） もう一度、ちょっと最後、はっきり言って。

○議長（関 誠一郎君） いいですよ、どうぞ。

○町長（上遠野 修君） 繰り返しになりますが、全ての職員と年1回以上面談を行っていきまして、その中で業務に対してどういうことを感じているのかとか、私に対する意見とか要望とか、様々なことをヒアリングしている、意見を聞く機会を設けているということでございます。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 確かに質問をされて意見を聞いていくというのは、とても大切なことです。ぜひこれからは行っていただきたいと思うんですけども、町長、10年たちました。10年たっているんです。私もこの前質問したのは平成30年だったんですけども、それからしばらくたっています。その間、検討しますと、そのときに答弁言っているんです。きちんとやっているんですよ、町長。そういうことに対して、検討します、検討しますで、ああ、そうですか、じゃ検討してくださいと、私、なかなかそこで座るわけにいかないですよ。

職員さんも必死で頑張ってやっていきたいと言っている。住民のために力を尽くしたいと言っている。そういうところで、もう少し町民のために、職員さんのためにも、しっかりと頑張ってやってほしいなと思っています。

例えば、桂地区ですけれども、桂地区の町全体の3割、大体5,300人ぐらい居住しています。桂支所の業務から削減した後期高齢者、介護保険、健康保険、年金の話、そういうようなことの地域相談とか、そういうものもしっかりと戻していただければいいのかなとは思っているんですけども、もう一つ、ちょっと町長、お聞きいたしますね。

30年6月のときの質問で、私の質問に対して、行政改革幹事会、行政改革推進本部会議の答申でというようなことを言われたんですけども、その後、この幹事会、それから推進本部会での検討とか討議とか、何かそういうものは、その後、検討の経過など、もし分かりましたらお知らせというか、お聞きしたいんですけども。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長山口成治君。

〔総務課長山口成治君登壇〕

○総務課長（山口成治君） 4番藤咲議員のご質問にお答え申し上げます。

現在、行革推進本部等々の会議記録については確認してございませんので、お答えのほうは差し控えさせていただきます。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 検討してないんですか。聞いてないんですか。やってないんですか。ちょっともう一度お答えください。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長山口成治君。

〔総務課長山口成治君登壇〕

○総務課長（山口成治君） その内容も含めて、検討のほうの内容については差し控えさせていただきます。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 差し控えさせていただきたいと、そういう答弁でした。

ということは、やっていないか、支所のほうに声をかけていないか、もしくはやっていたとしても、何か具合が悪いことがあって答弁できないのか、どちらかだと思うんですけども、これは10年間放つとしたことに対する、私はどうしても納得できないことなんですよ。何でそこのところを放置してきたのかなと。

それがやっぱり住民に信頼関係を持たない原因なんではないかなと思うんですけども、そこのところ、なぜここで町長が検討したいと、行政改革推進本部会とか、そういうものでやっていたので、それをもう一度検討していきたいと、業務を減らしすぎたので反省して、もう一度戻そうとする、その答弁したことに対する責任、町長の責任、お伺いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 引き続き、ご質問に回答させていただきます。

支所等につきましては、現状、再任用の副責任者が1人、それから、それ以外に正規職員が2人で、3人という体制が基本になっているかと存じます。そういった中で、今の支所での事務の役割としては、簡単な、いろんな各種戸籍とか、住民票とか、そういったものの簡単に発行できるものについては発行するという、あるいは専門的な業務の知識がそんなになくても、できることについてはやるという考え方になっていると思います。

一方で、福祉関係、あるいは保険関係の発行とか相談という話になると、ある程度業務に精通した人間がいないと、その場で間違った事務処理をしてはいけないということで、ちゃんとそのことについて精通した人間がそろっている本庁でやってもらったほうがよからうということで、業務を本庁に集約したわけですが、もし支所にその業務を戻そうとす

ると、やはり何人か人を、福祉関係に詳しい人とか、戸籍関係に詳しい人とか、ある程度経験のある仕事の、1人で全部は把握できないでしょうから、そういった配属の中で、それぞれの部署を経験した人を支所に送り出していくということが必要になるかと思うんですが、そうすると、今度は逆に本庁の人数が減ってくるということで、支所にたくさん人を置くだけの事務量があるかどうかということと、限られた職員の中で、どこで残業とか人手不足が起こっていて、どこが時間内にある程度余裕を持って仕事をこなせているかといった、そういった繁忙度合い等を加味しまして、今の職員数の中で間違いのない事務をやりながら、全体の総労働時間も適切に管理するためには、今の形、支所には3人くらい置いていて、難しい業務は本庁に来てやってもらうというような体制がよかろうと、そういうことが役場の中である程度合意形成されて、今のような人員の配置、あるいは業務分掌になっているかと思います。

ただ、今の人員体制の中でも、これぐらいは支所でもうちょっとできるのかなとか、そういった業務がないかどうか、もう一回、点検なども必要ではないかと思っております。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 町長、システムを切ったのは町長ですよ。業務を止めようと、システムを切ってしまったんじゃないですか。その責任はどう取るんですか。増やすこと考えればいいじゃないですか。

何で合併をして、桂支所と七会支所と、町長、聞いていますか、桂支所と七会支所に分けられて、そして常北に全部、町にそういう難しいものは本庁舎に行ってほしいというのは、職員の考え方じゃないですか。職員の考え方じゃないですよ。住民にどういう迷惑をかけるかというようなことまで考えましたか。

何でそういう自分で勝手にシステムを切ってしまったり、面倒臭いものは難しいから、職員は大変だから、やらなくてもいいから、切っちゃいましょうよ、だから、ほかの面倒なものは、相談とかそういうようなものは、大きなものは、本庁舎に行ってもらいましょうよ、そんな話ないじゃないですか。

今まで桂支所、七会支所の役割はきちんとやってきたじゃないですか。人員削減されたことによって、システムを切って、そして、削減をして、住民に負担をかけた。何でそんなことするんですか。ていのいい、そんな簡単な答弁で、私、納得できないですよ。そのところ、もう少し考えて、しっかりと業務をもう一度復活していただきたいと思います。

もう一つ、七会の町民センターのほうというか、ちょっと職員の支所業務に当たって聞いてみました。今のところ、町民から手続で混乱を招いたことは聞いていませんが、いまだに税金対策として相談に来る人がいますということです。職員はよく話を聞いて、無理のない返済計画を進めたいと思っても、システムが遮断されているため、権限が持てずに判断もできません。データを見ることもできないのです。それ以上の対応はできないので

す。

以前は、相談も1回で終わるものも、わざわざ遠くから足を運んで、石塚の本庁舎まで行かなければならない。それも、1回で終わることなく、四、五回足を運ばなければならぬことも出てきます。高齢者ならば大変です。家族の手を借りながら、わざわざ来なければなりませんということです。

職員は住民の役に立ちたいと真剣に話を聞いています。役場の職員なら皆さんそうしているはずですが。一方的にシステムを遮断してしまうなど、あってはならないと思っています。

これから高齢者も多くなり、対応が増えてくることもあります。私は、たとえ1人でも相談に来る住民がいるのであれば、対応すべきではないかと思えます。改善されれば、もっと多くの住民が相談に来るのではないのでしょうか。まして、七会から石塚まで30から40分かけて、わざわざ出てこなければならぬんです。住民に負担をかけることは、あってはならないと思っています。そして、職員が行政として仕事が発揮されるよう事務事業をもう一度見直して、業務を元に戻すことを強く求めます。もう一度、答弁をお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

システムを切ったというか、その業務を業務分掌としてやらなくなったので、後づけ的にパソコンは要らないでしょうということで、出先から本庁に持っていったということだとは思いますが、先ほど藤咲委員から、職員のほうはもっと仕事をしたいというふうに願っているというような貴重なご指摘ございました。

出先機関の業務を減らす過程においては、むしろ出先ではそこまでできないから、複雑な業務は本庁舎にお願いしたいというような意見で、本庁舎に業務を集約していったんですが、そうではなくて出先でもできるという、そういう声があるということです。ちょっと業務を減らしすぎて逆に能力が余って余力があるということであれば、減らした業務の中から、これとこれとこれは出先でもできるんじゃないかというような、そういった議論も今後していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 住民のためにも、職員のためにも、しっかりと検討して職員を信頼してやっていただきたいと思っています。支所は住民にとってどのような役割なのかなというようなことを感じたり、こんな中途半端な状態でいつまで続けるのかなと、私は疑問に思っています。最後に、信頼を取り戻すためにも、支所機能を元に戻すよう強く求めます。よろしく申し上げます。

次、3つ目に移ります。桂支所の仮庁舎についてです。

先日、桂公民館でコロナワクチン接種をした際に図書館に行きました。入り口には、城里町役場桂支所仮庁舎と看板がいまだに掲げられています。2011年3月11日の震災から10年が過ぎているのに仮庁舎のままです。被災があった地域の中で、仮庁舎のままにしている自治体は、私が知る限り見当たりません。

見直しの時期はとうに過ぎています。いつまで仮庁舎のままにしておくのでしょうか。その後、執行部で協議検討しているのか、お伺いいたします。いつ仮庁舎の仮が取れるのでしょうか。

また、協議検討していないのであれば、いつから協議検討するのか、いつから仮庁舎の仮が取れるのか、明確な答弁を求めます。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 引き続き、質問に回答させていただきます。

桂の仮庁舎を、仮を取って桂支所をどうするのかということですが、支所単独で新しい建物を建てるというのは、今のご時世、ちょっと現実的じゃないのかなというふうに思います。そうすると、桂支所の仮庁舎じゃなくて、桂支所を正式にどうするのかということですが、今のまま図書館の2階でいいのか、それとも、七会町民センターにならって、桂公民館の中に支所のスペースを設けて町民センターにするのかと、どちらかになるのかなというふうには思います。

ちなみに、桂公民館につきましては、毎年議会のほうで予算をお認めいただきまして、トイレの改修が終わり、それからアスベストの撤去が終わり、そして屋根の防水工事も今年終わるということで、それが住民の総意かどうかというのは、まだちょっと分かりませんが、仮に桂公民館に支所機能を移すとすれば、玄関のところを自動ドアを設置して事務スペースを広げれば、桂町民センターにする前準備みたいなのは、できつつはあるんですが、ただそれがいいかどうかというのは、また住民の皆さんの意見も聞きませんし、設置管理条例とか、関連の条例も通さないと、新しい組織というのは立ち上げられませんので、どういった形で桂の支所を、仮を取っていくのかというのは、もうちょっと住民の意見や議会の皆さんの意見も聞きながら、最終的な形態を考えていきたいというふうに思っております。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 名前を変えればいいだけの問題ではありません。きちんと協議をして住民に公開して、検証すべきものは検証して、それで住民に周知をした上でやっていただきたいと思います。

10年ですよ、これも。10年間放つといたんです。町長の責任が問われます。しっかりと

検討して、住民と議会としっかりと報告をして、討議をして、その上で決めてください。よろしくをお願いします。

次、4番目、公文書の取扱い、管理についてお伺いいたします。

公文書の取扱い、文書保存方法、管理は適切か。規程ではなく条例化にさせていただきたいという質問です。

公務員が職務上作成した文書は、私的な文書ではなく、町の遂行する上での文書ですから、基本的に町民のものだと考えます。公文書は当然公開できる文書である必要があります。当町の文書管理は、訓令、行政内部の規程によって基準が示されています。これはあくまでも内部規程であって、客観性が担保されているわけではありません。公文書管理は健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的財産と言われ、公文書の廃棄、または保存には客観的な判断基準が必要だと思います。

今回、私がこの質問に至ったのは、令和3年3月の定例会の中で、公文書である文書整理保存の規程が条例ではなく訓令、内部的な規程として改定されたことでした。その改定が町長の判断で変更可能な報告として扱われていることに疑問を持ったからです。

例えば、文書取扱主任が削減されたり、簿冊管理台帳の保管部数の削減や、総務課での最終確認として行うべき文書の管理が削減されました。こんなに内容の書換えや削除をしてしまって、本来の文書管理ができるのだろうか、町民が必要に応じ公開請求をしたときにそれに応じられるだろうか、疑問になりました。

その判断を課長が行うとすれば、その判断基準はどこに置くかという問題が生じます。公文書は、その人の判断で廃棄、保存を決めるのではなく、条例で客観的な基準を定めることが必要なのです。それは町民の知的共有財産となり、情報公開に耐え得るものとしなければならないと考えます。

文書の管理の徹底、検索可能な状態を保っていくには、大変な労力と時間が必要となりますが、公文書の管理は、民主主義のためであり、行政の検証のために必要なのです。現在及び将来の国民への説明責任でもあります。それには条例化する必要があると思いますが、いかがでしょうか。答弁を求めます。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） それでは、引き続き回答させていただきます。

文書保存整理規程の改正については、令和2年第4回議会定例会の一般質問でのご指摘を受け、複雑な手続を簡素化し、事務の効率化を図ったもので、適正に運用されているものと考えます。

条例は、地方公共団体が法令の範囲内で議会の議決により制定する法形式の名称で、地方公共団体が義務を課し、または権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならないとされています。

一方、規程は法的根拠を有するものと有しないものがありますが、地方自治体の長が定める規程は法規的なものではなく、法形式として組織上の細目や事務処理上の必要な事項を定めるものがほとんどです。したがって、文書保存整理規程は条例化せず、規程に沿った形で、運用で適切な文書管理ができるものと考えております。

ちなみに、同種同規模自治体の実態を見ますと、茨城町、大洗町、大子町、いずれの町におきましても、条例制定ではなく、規程によって文書管理を行っております。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） ほかで条例じゃなく規程で済んでいるんだったら、町は条例にしてください。そんなところまで、ほかの市町村に、自治体に合わせる必要はないと思います。

なぜかという、私たちは常に今、最近、情報公開してほしい、こういうことを公開してほしい、こういう書類を求めますというときに、それはありませんというような形でやられてしまうと、それは規程ですのやりません、条例でないので公開していませんから駄目です、出せません。そんなことがまかり通っていたら、我々の町民の利益が本当に損なわれることになります。

町民は、調べたり質問したときには、執行部は町民にきちんと説明責任があるんですよ。町民は知る権利があるんです。どこに行ったか不明だったり、捨ててしまったものを、資料がありませんでは済まないんですね。文書の保存管理についても、規程となっているものを条例化して、きちんと情報公開できるように求めたいと思います。もう一度、答弁をお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 文書保存整理規程につきましては、通常、条例ではなく規程で行っておる自治体が多いようですので、そういった事例にもならいまして、当町においても規程で運用していきたいというふうに考えております。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） あくまでも、なかなか条例化していただけないということで答弁をいただいておりますが、公文書というのは町民のみんなのものなんですよ。公文書、それから日報、そういうものまで、全てやっぱり私たちは町民が情報開示する権利があるんです。そういうときに、そういうようなものは規程だからということで、条例じゃないので公開する必要ありませんというものにされてしまったんでは、やっぱりこれは納得できません。駄目なんです、それでは。

公文書の廃棄、保存とかいうのは、そのときその人の判断で廃棄とか保存を勝手に決め

るのではなくて、条例化して客観的に基準を設けて定めていくということが必要なんです。それで、町民の知的な共有財産となって、情報公開に耐え得るものでなければならないんです。文書公開はしっかり行うことが必要なんです。それは役所の公文書としてどういうところで、何を必要なのか、必要じゃないのかというものについても、きちんとやっぱりそこで話し合った上で、二重、三重の手を加えながら、廃棄したり保存したりというようなことが必要なんです。町長の一存で、これはいいよ、これはいいよ、課長さんの責任で、あ、これはいいよと、そういう問題ではないということですね。

私たちは、きちんと公文書としての取扱いをこういう規程の中であんなに書き換えられていいのかなという心配があったからこそ、私は質問をしています。もう一度お願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 現在の文書管理整理規程におきましても、保存年限等がきちんと規定されており、私、あるいは各課長がその保存年限以下で勝手に捨てたりすることはない運用になっておりますので、どうぞご理解をお願いしたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） ご理解くださいと言われても、ご理解できません。

現在の文書の管理、廃棄、保存方法は、公文書管理に適していないと思います。公文書の扱いは慎重に扱うべきものなんです。条例化して客観的に定めていくことも必要なんです。検索可能にして、情報公開できるような文書にして公開しなければなりません。条例化をもう一度求めます。答弁、お願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長山口成治君。

〔総務課長山口成治君登壇〕

○総務課長（山口成治君） 4番藤咲議員のご質問にお答え申し上げます。

文書保存規程につきましては、公開を前提とした保存ということで認識をしてございます。そのため、規程によって文書の保存をし、それに基づいて情報公開をしていくということでもありますので、情報公開につきましては、きちっとした条例整備がされてございます。文書保存規程についても、既定の管理で町のほうでは管理が行き届くというふうに考えておりますので、今後とも適正に運用のほうを図っていきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 文書の保存方法について、今のままでいくということなんですけれども、私が心配しているのは、今、3月に文書の規程が改定されました。そして、何

でこんなに削除するんですか、改定するんですかと言ったら、職員の人数が少なく、見ることができないから削除するんだということで、総務課での最終的な管理が全部削除されているんですね。

そういうようなことで、そして保管する書類も、書類の部数も、今まで2部、総務課に置いて、1部各課の課長さんがいて持っているということで、どこかで必ずこの庁舎の中でその文書が保管されているということなんですけれども、課長さんの1部だけ総務課でなくなって、やらなくても、保管しなくてもいい、各課の課長さんだけ1部だけ持っていればいい、しかし、課長さんたちは退職したり、それから異動になったりとかして、そしてまた、その課の課長さん方はみんなそれぞれ感覚的に違ってれば、それは管理の方法は統一されなくなるんです。

ですので、統一した管理方法できちんと管理をしていってほしいというのが、非常に私が思っているところなんですけれども、あんなに改定をされてしまって、本当にこれは情報公開ができるような、きちんとした管理方法でできるんだろうかという、そういう心配があったものですから質問に至りました。

なかなか分かってもらえないのかなというようなどころはあるんですけれども、私はまた後で勉強しながら再度質問をしていきたいと思うんですけれども、取りあえず今回は、今の規程ではなく条例化を求めて質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（関 誠一郎君） 以上で4番藤咲芙美子君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第4号、1番桜井和子君の発言を一問一答方式により許可いたします。

1番桜井和子君。

〔1番桜井和子君登壇〕

○1番（桜井和子君） 1番桜井和子です。

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

初めに、3度目の質問になりますが、ランドセル無償配布について質問いたします。

令和3年第1回定例会で、ランドセルの無償配布について2度目の質問をさせていただきました。その際、教育長より、令和元年10月にアンケート調査を実施した結果、ランドセルの無償配布について、賛成84%、反対13%、県内の13市町村でランドセルを支給している、今後の検討課題としていくとの答弁をいただきました。

令和元年10月にアンケートを実施したとのことですが、1つ目に、アンケートは誰を対象に行ったのでしょうか。

2つ目に、どのような内容だったのでしょうか。

3つ目に、何のためにアンケート調査を行ったのでしょうか。

4つ目に、84%の賛成がありながら、実施できない理由は何なのでしょうか。

以上、4点お伺いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 教育長高岡秀夫君。

〔教育長高岡秀夫君登壇〕

○教育長（高岡秀夫君） 桜井議員のご質問にお答えいたします。

まず、何のためにアンケートを実施したのかということですが、家庭におけるランドセル購入の実態や意向を把握し、今後の政策の資料とするために、令和元年当時の1年生の保護者を対象にアンケート調査を実施いたしました。

内容につきましては、ランドセルの購入者、どなたが、誰が買ってくれたか、あるいは購入金額、色、無償配布についての考え方等について調査いたしました。

あれから2年以上、ちょっと曖昧な形になっていたこと、大変申し訳ございません。

その対象というのは、親が買ってくれたりとか、祖父母であったりとか、そういうことでした。意外と祖父母が買ってくれた方が97名中72ぐらいいたんですね。ただ、この調査の中でちょっと曖昧だったのは、無償供与がいいのか、現品、品物、ランドセルそのものがいいのかというところが、突っ込んだ調査が、そのところが突っ込んでなかったという反省点はございます。

84%の賛成がありながら実施できない理由を伺いたいという点でございますが、ランドセルの無償配布における検討事項としまして、主に経済的負担軽減がよいのか、あるいは小学生全員に同一のランドセルを使用させることがよいのかについてを検討しております。

現在、社会的には多様化や個性尊重が時流となりつつある中、ランドセルを画一的に統一することについての議論は、当然起こり得ることと考えられます。一方で、経済的負担軽減のためということでございますれば、ランドセルの現物を町からの入学祝いとして配るほかにも、家庭におけるランドセル購入費の補助を行うことや、学校指定の体操服、あるいは学習セット等を入学祝いとして配ること、さらには副教材やPTA費、遠足代など、学校で徴収している諸費用を保護者に代わって町が負担とするなど、様々な方法も考えられます。現在、これらのことを総合的に検討しているところでございます。

本当に2年以上経過して申し訳ございません。

○議長（関 誠一郎君） 1番桜井和子君。

〔1番桜井和子君登壇〕

○1番（桜井和子君） ただいま、教育長からアンケートの対象者、またその内容、調査理由、答弁をいただきました。

その中に多様性という言葉がありました。私は、要するに祖母に買っていただく、例えば子供と一緒に選んでいく、そういう方にまで同じランドセルを無償配布していただきたい、そういう思いはありません。そういう気持ちはやっぱり尊重すべきであって、本当に私は、同じランドセルというと、全部同じランドセルではなくて、やっぱり全員にそれを支給するという、そういうことを望んではいません。

本当に希望する方、ぜひランドセルを町からいただきたいという、そういう思いの方に配布したいという思いでいましたけれども、どこまでもランドセルにこだわる理由は、や

っぱりひとり親の方は、ほかの家庭と同じような、そういうランドセルを準備するのが本当に大変だった、それでもやっぱりいじめの対象になってはなと思って、本当に頑張って買いましたとか、やっぱりそういう差というか、つらい思いをさせてはいけない、そういう思いもありまして、この質問をしたわけですがけれども、内容的には無償配布をすることは難しいという答弁でした。でも、そのアンケートに答えていただいた、現在小学校3年生のお母さん、その方にその当時の状況を教えていただきました。

そのアンケートは、その方はこんなにふうに教えてくれました。学校を通してのアンケート調査だったので、ランドセルの無償配布が前提でのアンケートだと思いました、自分は子供が1人なので町からランドセルをいただくことはないが、これから入学する子供を持つ親はうれしいだろうなと思い、迷わずに賛成に丸をつけました、その後、皆で集まったときにランドセルが話題になり、こういうアンケートを取るのだから、賛成が多ければ無償配布になるねとか、二、三年後にはそうなるのかなとか、下の子に間に合えばいいなとか、皆さん喜んでいましたよと話をしてくれました。

このことを考えると、保護者の皆さんは無償配布を待ち望んでいる、期待をしているということだと思うのですが、それに応えられないということは、アンケートに答えてくださったお母さん方の期待を町として裏切ることになるのではないかと思います。それは町に対する信頼を損なうということになると思います。

84%の賛成ということは、もう本当に重たい。希望を叶えていくためには、84%の数字というのは、もう100に近いわけですから、そこは何としてもやっていただきたいなと思います。

そういう信頼を損なう、そういうことにならないように、そのためにも無償配布をぜひ実施していただきたいと思いますが、町長の答弁をお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） それでは、答弁をさせていただきます。

ランドセルの無償配布につきましては、県内で14の自治体が行っているということでありまして、逆を言うと30の自治体はやってないということでもあるわけですが、果たしてランドセルの無償配布をすべきなのか、それとも大体2万円から3万円ぐらいのものを配っているようですので、大体、入学準備に体操服とか、その他の学用品とかの指定品の購入で二、三万円かかっていますので、それを無償化したほうがいいのかなど、様々な論点があるかと思っておりますので、教育委員会の議論を見守って、そして、最終的に予算編成のときに教育委員会から上がってきた案に対して、私として判断をしていきたいというふうに思っております。

○議長（関 誠一郎君） 1番桜井和子君。

〔1番桜井和子君登壇〕

○1番（桜井和子君） 私は、ランドセル以外のそういういろいろなものの支給とか、それは本当に全く望んでおりません。難しい、ランドセルの無償配布にどうして踏み切れないのか、そのことのほうが不思議でなりません。本当に、でも、もう一度聞いても同じ答えでしょうから、これだけはお伝えしたいと思うんですが、答弁は結構です。アンケートに答えたお母さんたちはもう相当喜んでいて、そのことを忘れないでいただきたい。そして、いつの日か無償配布ができることを期待して、ランドセルについてはこれで終わりにいたします。

次に、買物弱者支援について質問いたします。

高齢化が進む中、地元商店が廃業し、過疎化が進んでいる地域が多くなっています。また、過疎地域に限らず都市部においても高齢者などを中心に、食料品の購入や飲食に不便や苦勞を感じる買物弱者が増えてきており、社会問題となっています。本町においても例外ではなく、高齢者や独り暮らしの方から食料品や生活必需品など、買物への不安の声が届いています。

高齢者で独り暮らしの方ですが、以前はいつも息子さんの車で買物に行っていました。その息子さんが体調を崩し、入院。そのまま施設への入所となってしまいました。それからは、必要なものは近所の人に頼んだりして生活しているんですが、頻繁にお願いするわけにもいかず、近くにお店があれば、足はまだ大丈夫だから自分で買物にも行けるのに、何かと不便だと話されていました。

また、石塚地区内の方ですが、ご主人が認知症と診断され、医者から車の運転を止められたそうです。奥さんは運転免許はなく、病院に行くときは遠くに住んでいる息子さんに会社を休んで来てもらい、ついでに食料品をまとめ買いして何とかやりくりをしているが、食材が足りなくなるときがあり、近くにバス停やお店があれば、もう少しいい食事も作ってあげられるんだけどもと、ご主人の介護と食材の確保に苦勞されている様子を目の当たりにし、これは人ごとではないと、明日は我が身だなとつくづく感じ、今日の質問に至りました。

高齢化や単身世帯の増加などで、これからますます買物で苦勞する町民が増えてくるのではないかと危惧しております。買物困難者に対して、町はどのようにお考えでしょうか。お伺いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） それでは、引き続き桜井議員のご質問に回答させていただきます。

買物弱者支援に関する質問でございました。高齢者も含めました買物弱者対策として、平成22年度にヤマトホールディングス株式会社と提携し、道の駅かつら及び物産センター山桜から、商品を配送するサービスに取り組んだ事例がありましたが、利用率の低迷によ

りサービスを継続できず、終了したということもございました。

その後、民間のサービスに頼っているのが現状であります、様々な買物支援のサービスがあるので、ここでちょっとご紹介させていただきたいというふうに思います。

1つは、これは介護認定の方になりますが、訪問介護サービスの生活援助の中で、買物サービスということで、買物してくれるというサービスがあります。

それから、福祉有償移送サービス、これは社会福祉協議会で行っているものであります、これにつきましては、低廉な費用で買物に行く移動手段を提供しているところであり、車で送迎等を行っているところでございます。

それから、同じく社会福祉協議会が行っている在宅福祉サービス、家事支援サービスの中で、生活必需品の買物等を行ってくれるサービスがございます。

それから、シルバー人材センターの活用ということで、シルバー人材センターの家事援助サービスの中におきましても、買物の代行サービスというのがございます。

そのほか、物産センター山桜と社会福祉協議会が連携しまして、デイサービスの会場におきまして、山桜が出張販売を七会の保健福祉センターで行っているところであります。大変好評だということだということで、頻度をこれからもっと増やせないかということで、増やしていけるように山桜の店長ともよく話し合いながら、やっていきたいというふうに思っております。

また、農協さんのほうでも移動販売車の導入をして、七会地区や岩船地区などで買物する利便性を高めるために移動販売を行うというような、そういった計画もあるということです、そういった様々な事業者が努力をしているところでございますので、そういったサービスを後押ししていきたいというふうに思っております。

○議長（関 誠一郎君） 1 番桜井和子君。

〔1 番桜井和子君登壇〕

○1 番（桜井和子君） すみません、町長の話が、どおっと速いものですから、ちょっと聞き漏れましたが、山桜で七会の保健センターのほうで訪問販売という話でしたか。

○町長（上遠野 修君） 今、月曜日に月 1 回程度なんです、山桜のほうで商品を七会の保健センターのほうに持ち込みまして、デイサービスに来ているお客さん向けに販売を行っております。

1 回数万円の売上げがあるということで、皆さん、お孫さんにプレゼントするのに果物を買っていったりとか、様々な品物を、多い人は数千円お買上げになるそうで、デイサービスの会場には買物困難な方が集まっておりますので、デイサービスの会場に山桜のほうで出かけて行って販売をするということを今、月 1 回程度やっております。

店長に聞いたところ、売上げはそこそこ上がるんだけど、普通の業務やりながら持っていくのが結構大変なので、急に毎日やれとか、そういうふうなのはちょっと難しいので、まず月 1 回で好評なので、ちょっとずつ回数増やしていけたらいいかなというふうに

話をしております。

ちなみにですけれども、このサービスを始めたのは、ほかの民間のデイサービス事業者において同様のことをやっている。七会のデイサービスのお客さんを増やすためにどうしたらいいかというのをみんなで議論する中で、民間のほかのデイサービスでは、そういった出張販売、行商さんが来てデイサービスの会場で物を売っているという話を聞いたので、じゃ山桜と社協でも連携してやろうという話になったということでございます。ですんで、ほかのデイサービスでもやっていると思います。

○1番（桜井和子君） 分かりました。ありがとうございます。

山桜から行くということは、ほとんど生活必需品というか、例えばティッシュペーパーとか、そういうものはないにしても、本当にそれだけでも利用者さんも満足なのではないかと思っています。

また、いろんな事例も聞かせていただきました。その中で、私も2つ目にちょっと質問しようと思ったんですが、この買物困難者を応援するために移動販売を始めた市町村も増えてきております。近隣では、笠間市や常陸大宮市、また大洗も既に取り組んであり、皆さん、本当に喜ばれているというお話を聞いています。

先日の新聞に、千葉県我孫子市で、スーパーと協定し、37か所で移動販売を開始したとの記事が掲載されておりました。近くまで移動販売車が来てくれれば、買物で苦勞している人はどれほどか助かるだろうなと思いながら新聞記事を読みました。

今、山桜とかでも移動販売を始めたということですが、そこには肉とか魚とか、本当に生鮮食品ですかね、そこはなかなか難しいと思いますので、この町でも本当に住みよいまちづくりのために、業者と提携をし、移動販売の対策に取り組んでいくべきだと思いますが、いかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

移動販売につきましては、新たに城里町内でもそういったことが計画されているということですので、農協さん、Aコープさんでやるというような話も伺っておりますので、そういった事業をやられるのであれば、町としても応援していきたいなというふうに思っております。

○議長（関 誠一郎君） 1番桜井和子君。

〔1番桜井和子君登壇〕

○1番（桜井和子君） Aコープさんが取り組んでくれる、やるということでありましたら、本当に必要なものはそろっていくのではないかなと、今うれしく思っております。

様々な理由で、買物に行きたくても行けない、そういう方々の心に寄り添った対策をどうぞよろしく願いいたします。

最後に、子供の弱視予防についてお伺いいたします。

弱視という言葉は、一般的には、通常の教育を受けるのが困難なほどの低視力という意味で使われていますが、医学的には視力の発達が遮られて起きた低視力を指し、眼鏡をかけてもよく見えない状態を弱視といいます。

生後間もない子供の視力は、ぼんやりと見える程度ですが、徐々に発達し、多くは6歳頃までに完成すると言われていています。ただ、弱視が原因で視力の発達が途中で止まれば、十分な視力を得ることはできません。

弱視は子供の50人に1人はいると言われてっていますが、早期発見、早期治療で治療可能なことがほとんどです。しかし、3歳児健診で弱視や斜視などが見逃された場合、十分な視力は得られないと指摘されています。

日本小児眼科学会では、弱視や斜視などの早期発見に効果のあるフォトスクリーナーという機器を用いた屈折検査の実施を推奨しています。

フォトスクリーナーとは、一眼レフカメラくらいの大きさで、子供の目元をカメラで撮影するように写し出し、数秒で目の異常を察知するものです。子供たちには、母親の膝の上で数秒間、小鳥のさえずりのような音がするフォトスクリーナーを見つめてもらうだけで、負担なく検査を受けることができ、結果は自動的に数値で表せるという優れたものです。

国は、この検査機器を導入する市町村へ補助制度を2020年度から創設すると聞いております。本町においても、この補助制度を活用し、将来ある子供たちが目の異常で悩むことがないように、3歳児健診に目のピントが合っているかどうかを調べる屈折検査を導入すべきと思いますが、いかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） それでは、引き続き質問に回答させていただきます。

屈折検査に必要なフォトスクリーナーにつきましては、大体120万円ぐらいするのではないかというふうに伺っております。

22年度から、半額、国が補助してくれるというような制度ができる方向だというふうに伺っております。もし国のほうで半額の補助をしてくれるということであれば、その補助制度を利用してフォトスクリーナーを購入して、城里町においても屈折検査ができるよう、前向きに検討していきたいと思っております。

○議長（関 誠一郎君） 1番桜井和子君。

〔1番桜井和子君登壇〕

○1番（桜井和子君） 前向きに検討してくださるということで、本当にうれしく思います。

以上で質問を終わりにいたします。

○議長（関 誠一郎君） 以上で1番桜井和子君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第5号、3番猿田正純君の発言を一問一答方式により許可いたします。
3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） 3番猿田正純です。

通告どおり、一問一答方式にて質問をさせていただきます。

質問の前に、5日に亡くなられました船橋財務課長のご冥福をお祈り申し上げます。

私も同様の病名で妻を亡くしました。亡くなる半年前頃は、体の代謝もままならず、体の急激な異変が始まっていました。自分の体は本人が一番分かっています。財務課長という激務を体調の不調を感じながら、私たちに笑顔しか見せなかった船橋課長でした。しかし、心身ともに相当きつかったはずです。改めて謹んで哀悼の意を表します。

それから、先日、常北小学校の教職員用トイレを教頭先生にご案内していただいて見してきました。男女ともに1つのみの利用可ですが、先生方も非常に喜んでおられまして、あとはコロナ禍で不足をしているために取り寄せ中の手洗い器が設置されれば、全て完了ということを書いてらっしゃいました。30年来の先生方の不便が解消され、ありがとうございます。先生に代わりまして、報告と御礼を述べさせていただきます。

では、1番目の質問、豚熱（CSF）について質問をいたします。

城里町内で豚熱に感染しているイノシシが捕獲をされたとのことですが、町の対策をお伺いいたします。

まず、有害鳥獣駆除をしていると思いますが、検査はどのような方法で行われているのか、課長にお伺いをいたします。

○議長（関 誠一郎君） 農業政策課長増井栄一君。

〔農業政策課長増井栄一君登壇〕

○農業政策課長（増井栄一君） 3番猿田議員のご質問にお答えいたします。

有害捕獲等での豚熱の検査の方法ということでございますけれども、県外で平成30年度に豚熱が確認されて以降、県及び町の確認としましては、捕獲イノシシの血液の採取をしております。この血液を管轄する家畜保健衛生所にて確認検査をしております。遺伝子検査をしているというようなことで確認をしております。

死亡イノシシにつきましても、個体を回収しまして、同様に家畜保健衛生所にて個体の確認をしております。

この検査によりまして陽性が確認できた場合、この場合には、県の畜産課から速やかに県内の畜産農家と市町村宛てに確認指導ということで状況報告がございます。併せて、報道機関等への情報提供がされるということで確認をしております。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） 引き続きなのですが、その捕獲をしたイノシシの処分方法というのは、どのようにされているのか、また課長にお伺いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 農業政策課長増井栄一君。

〔農業政策課長増井栄一君登壇〕

○農業政策課長（増井栄一君） 引き続き答弁させていただきます。

捕獲したイノシシの処分というようなことをございますけれども、捕獲したイノシシの自家消費等も一部はございますけれども、基本的には環境センター等に搬入して等の焼却処分ということで、隊員のほうには周知徹底をしているところでございます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） 分かりました。

焼却処分ということで、今の課長からお話がありましたというか、この手引が、豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引、令和3年3月に農林水産省農村振興局から出されています。これを読むと、感染地区で捕獲、殺処分をされたイノシシの取扱いは、非常に慎重に扱うようにされています。

豚熱ウイルスの拡散防止のために、家畜防疫及び食品衛生の観点から、野生イノシシ陽性確認地点から半径10キロ圏内区域、これを感染確認区域といたしますが、捕獲した野生のイノシシの肉の利用は、原則として自家消費のみとし、市場流通や他人への譲渡は行わないように各県に要請、感染地区で捕獲処分をされたイノシシの取扱いは、非常に慎重に取り扱うようにされています。例えば、殺処分の後、厚手のシートで二重にくるみ、ウイルスが周りに拡散しないようにして、検査後、陰性であっても慎重に扱いなさいということです。

当町では、既に感染地域でありますので、有害鳥獣駆除隊員の皆様への周知徹底等、間違いのないようお願いをいたします。

そこで質問です。

もし仮に養豚農家に飛び火した場合の対応策を再度課長にお伺いをいたします。

○議長（関 誠一郎君） 農業政策課長増井栄一君。

〔農業政策課長増井栄一君登壇〕

○農業政策課長（増井栄一君） 引き続き、猿田議員のご質問にお答えさせていただきます。

仮に養豚農家に飛び火した場合の対応策というご質問でございますけれども、この2月に発生しました高病原性鳥インフルエンザの対策と同じような体制が敷かれまして、防疫作業が展開されることになるかと存じます。

県の豚熱の防疫対策に基づきまして、県が主体となりまして対策本部を設置いたします。

その後、家畜防疫対策ということで、発生農場の封鎖、家畜の殺処分、焼却、埋却等の実施と、発生農場等の消毒が行われるということになります。

同様の対策というようなことで町職員の動員等も発生することになるかと思いますが、鳥インフルエンザに関しましては、県、町職員の対応はもとより、陸上自衛隊、町建設業協会の皆様、消防団員等の多数のご協力をいただいておりますので、防疫対策には万全を期して体制を整備図ってまいりたいと存じます。

○議長（関 誠一郎君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） ありがとうございます。

2月の鳥インフルエンザのときもそうなんですけれども、当町も何度も水害に直面をしてきました。この経験も含めて、選挙対策、運営も含め、コロナ、台風、水害、地震等々、いつ何どきどういう事態になるかも分からないことが多いです。安易に町職員を動員すればよいという考えではなく、それぞれの基本対応策、そして災害に備えるための危機管理体制、これはそれぞれの対応策のベースを決めておくということ、事前に決めてあれば、あとは臨機応変に対応できると考えます。

また、最近はAIを駆使した災害予測が進んでいます。損保ジャパンの災害被害予測システムが今現在できております。河川流量などの実態をAIを駆使して推計をする。気象データや予測情報も加味して、高度な被害予測ができるようになり、自治体はこのシステムを導入することにより、自治住民への素早い避難指示や自治体への災害防止の見直しにつながります。既に2019年から熊本市等、実証実験を始めており、ほかの6自治体も実証実験を始めております。ほかの大手損保、保険会社も同様に、AIを駆使した実証実験を始めています。

当町のように1級河川を持っている自治体は早急に参加をするべきと考えますが、町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 質問の通告になかった事項ですので、ちょっと当惑しているところなんです、内容についてよく精査して、今後の課題としたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） これは通告はしてありませんでしたので、ぜひ前向きに考えていただければと思います。その場しのぎの対策ではなく、基本対応策を作成してあれば、危機管理体制にスムーズに移行できると思います。よろしく願いをいたします。

では、2番目の質問に入ります。

2つ目の質問、開発行為についてお伺いをいたします。

前回、令和3年第1回の定例会において、城里町宅地開発指導要綱の改正が報告されました。今までは1,000平方メートル以上が開発行為とされたものが、この改正により2,000平方メートルからが開発行為と位置づけられるようになったものと解釈いたします。

さて、城里町には都市計画区域が設定されておりまして、石塚、那珂西、上泉の全域、春園、上・下青山、増井地区の一部がこれに該当します。この地域内は、家を建てるときに建築確認が必要になります。また、都市計画法が適用になりますので、道路に接道しているか、配水はどうなっているのか、水道管は、家の高さ、敷地面積と建物面積の割合等々の規制が出てきます。そして、この地域は下水道も整備され、下水道に加入をしなければなりません。

これに対し、都市計画区域外はこういった縛りはありません。道路に接道していなくても家が建ってしまいます。こういった地区でも、2,000平方メートルを超える宅地開発ですと開発行為になり、先ほどの条例による縛りが出てきます。接道義務はなかったわけですが、開発区域内は4メートルとか6メートルとかの幅員の道路をつけ、交差部には隅切りを設けなさい、雨水排水はその他の地域に流れ出ないようにしなさい等の規制がかかり、結果、良好な住環境の整備につながります。

ところが、この規制が2,000平方メートルになったことから、2,000平方メートル以下の場合、こういった規制がかからず、細い道路、雨水の処理方法、そして、災害上建ててもらいたくない場所、水害、土砂崩れ等の恐れのある場所への家の建築にも、何も言えなくなってしまうのではないのでしょうか。

そこで、まず都市計画についてお伺いをいたします。

都市計画法違反行為及び対応の状況について、当町の都市計画法の規制がかかる区域内において開発行為や建築行為を行うには、都市計画法による許可、建築基準法における確認等を得なければなりません。しかし、それらを得ずに行われている行為も存在している恐れがあります。こういった違反行為について、厳しい対応が必要であると感じます。

それでは質問いたします。

違反行為のチェックについては、どのように行っているのか。そして、現在把握されている、違反状態にある行為の件数、違反行為を認知した場合、どのような措置、対応を行っているのか、課長にお伺いをいたします。

○議長（関 誠一郎君） 都市建設課長大津好男君。

〔都市建設課長大津好男君登壇〕

○都市建設課長（大津好男君） 3番猿田議員からのご質問で、違反状態にある件数は、そして、違反行為のチェックはどのようにしているのか、また認知した場合はどのような措置を取るのかということについてであります。まず現在、町内における違反状態にある開発や建築等はございません。

先ほど議員ご指摘のとおり、都市計画区域については、都市計画法第29条に規定される

開発行為についてですが、こちらについては茨城県における許認可権限になりますので、それらの違反行為があった場合については、茨城県において指導、処分が行われることとなります。

また、城里町においても、先ほど質問の中にありましたが、城里町土地開発事業の適正化に関する条例及び城里町宅地開発等指導要綱が定められております。よって、2,000平米以上の区画の形質の変更を伴う開発行為については、これら設置された規定に基づいて、町のほうで指導、監督を行うこととなっております。

以上、答弁でございます。

○議長（関 誠一郎君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） これまでにも1,000平方メートル以下のミニ開発がたくさん造成をされ、町道ではない、ミニ開発地内の道路の舗装等を頼まれ、実施をした実績があるというようなことを聞きます。

そこでお伺いをいたします。

こういったミニ開発で、町道ではないのに舗装をしてあげた道路はあるのか。また、舗装のために、町道の条件に満たないにもかかわらず、これを町道に認定をしたところはあるのでしょうか。

以上、2点、課長、お伺いします。

○議長（関 誠一郎君） 都市建設課長大津好男君。

〔都市建設課長大津好男君登壇〕

○都市建設課長（大津好男君） 3番猿田議員からの続けての質問にお答えいたします。

まず、ミニ開発等に伴って、町道ではないのに舗装した道路があるかということについてであります。町道ではない道路、いわゆる私道と呼ばれるものについてですが、都市建設課所管の道路事業において舗装工事を実施したものはございません。

また、町道受入れの条件に満たないのに町道認定をした道路があるかということについてであります。町では私道の町道受入れに関する要綱の中で基準が定められております。この基準に満たされない場合、町としては町道に認定されませんので、そういった道路はございません。

以上、答弁いたします。

○議長（関 誠一郎君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） ありがとうございます。

都市建設課ではないということですが、私の調査では、下水道課さんのほうで、無舗装の道路に下水道管を設置し、道路を舗装をしてあげた案件とかはないですか。課長、お伺いします。

○議長（関 誠一郎君） 下水道課長所 克実君。

〔下水道課長所 克実君登壇〕

○下水道課長（所 克実君） 3番猿田議員のご質問にお答えいたします。

今、手持ち資料がございませんが、私は、そういう状況は今のところ把握はしてございません。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） なかったということですが、聞くところによるとという言葉を使っちゃいけないんでしょうけれども、那珂西とか、花水木団地辺りにあるみたいな話を聞くんですが、それとも、これは私の認識不足なのかもしれません。

ただ、こういうことをやるときには原状復旧が原則です。舗装までしては利益供与になってしまうと思います。町のほうで再調査を行ったほうがよいのではないかと思うんですが、この辺もちょっと調査のほうはお願いしたいと思います。

これはお聞きしませんけれども、先ほどの開発行為にかかわらず、災害発生リスクの高い場所への住宅建設について、何らかの規制をかけるべきと考えますが、いかがお考えなのか、お伺いをいたします。これは課長。

○議長（関 誠一郎君） 都市建設課長大津好男君。

〔都市建設課長大津好男君登壇〕

○都市建設課長（大津好男君） 3番猿田議員からの質問について、引き続き回答いたします。

災害発生リスクの高い場所への規制ということではありますが、都市計画区域内においては、建築基準法における確認申請を行わなければなりません。また、それ以外の地区、いわゆる白地、都市計画外の地区についてですが、こちらについても、建物の用途、また一定規模以上の面積によっては申請が必要となってくるものがあります。また、いわゆる土砂災害特別警戒区域というものがございまして、こちらについては、一般住宅についても確認申請を行う必要があります。

その場所によって、建築場所や建物の構造によっては確認済証が交付されないことになりますので、その中で一定程度の規制がされるものと認識しております。

以上、答弁でございました。

○議長（関 誠一郎君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） 特別警戒区域というのは、ハザードマップで真っ赤にされたところですよ。

平成26年8月、豪雨による広島市の土砂災害がありました。テレビでその検証をしてい

ましたが、原因はやはり無理な開発。バブル時代に業者に恫喝をされ、それに負けてしまったと。そして、開発不適地域への開発を許可をしてしまった。当時の開発担当が回想をしていました。

当町での旧坪小学校は、ハザードマップで見ると浸水地域です。そういう地域に新たに老人施設を持ってくるということは通常考えられないと思いますが、町長はそれを認めました。

衣食住の住、これは人間の基本的な要件の、金額的にも大きく占める部分です。

前回の那珂川の洪水では事なきを得ましたが、災害はどこでどうなるか分かりません。権利を侵害する規制はなどと後ろ向きの考えではなく、許可をしてしまえば、私道でも税金を使い、舗装をしてあげ、結局は町民の税金を使い、得をするのは開発業者だけになります。そういったことのないような、安心安全な城里町のまちづくりを町長にお願いをしたいのですが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 安心安全なまちづくりに向けて、今後ともしっかりと努力していきたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） ぜひそれは、続けてお願いをしたいと思います。

記憶にも新しい、8月中旬の佐賀県武雄市の水害、六角川周辺に深いところは3メートルの浸水がありました。湖のような中に孤立した順天堂大学病院の映像を目の当たりにしたときに、当町においてもちょっと先ほどの点も不安がよぎりました。

1問目のA Iを駆使した災害予測等を早急に取り入れて、高齢者の方々に不安を与えないようにしていただきたいとお伝えをいたしまして、次の質問に入ります。

3番目、入札についての質問に入ります。

令和3年度における入札の件、まず続けて2問質問をさせていただきます。

令和3年度、今日現在までの約5か月半ですが、入札中止が幾つあったのか。また、それぞれの理由をお伺いをいたします。

それから、同様に入札の不調は幾つあったのか。同じく、それもそれぞれの理由をお伺いをいたします。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長補佐江幡守仁君。

〔財務課長補佐江幡守仁君登壇〕

○財務課長補佐（江幡守仁君） 3番猿田議員の質問にお答えいたします。

令和3年度の4月から8月までの不調の件数になりますが、こちらにつきましては15件になります。入札の実施総数は144件ございまして、そのうちの15件で不調がございまし

た。理由はそれぞれございますが、最も多いのが、応札者が1社だったことによる不調となっております。こちらが15件中10件になります。

また、不調ではないんですが、ご質問があった中止の件ですね。入札の公告後、中止になった、取下げをしたという事例、こちらは2件ございました。理由ですが、設計上の疑義及び格付等の誤りがあり、取下げをしたという内容になってございます。

以上になります。

○議長（関 誠一郎君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） ありがとうございます。

そうですね、不調は2件。入札のほうの不調の件、これは2年に一度の入札の経営事項審査会が県で行われておりまして、それに追従して当町もランクを見直しすることが必須ですが、今年はそれは行ったのですか。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長補佐江幡守仁君。

〔財務課長補佐江幡守仁君登壇〕

○財務課長補佐（江幡守仁君） 格付のことですかね。4月から行っております。

○議長（関 誠一郎君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） 行って、ランク付けで、なぜ不調が起きているんですか。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長補佐江幡守仁君。

〔財務課長補佐江幡守仁君登壇〕

○財務課長補佐（江幡守仁君） 引き続き、猿田議員の質問にご回答いたします。

不調の理由なんですけれども、こちらは格付を理由としたものではございませんで、応札者が1社であったというところ、あとは全社辞退というものもございます。また、落札後の辞退というのもそれぞれ1件ございます。また、予定価格に達してなかったことから不調になったというものがございます。

不調の理由については以上と認識してございます。

○議長（関 誠一郎君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） 何となく不透明なんですけど、そうですね、じゃ、先いきます。

全協のときにも、いろいろな道路の倒木処理やマンホール等の段差による保険金支払の件でも、今回執行部においてそういう不調が、先ほど何件でしたっけ、全部で15件あったというようなことで、十分に反省はされているかとは思いますが、全協のときのお話、これは保険金を支払っているからいいんだというような考えは、やめていただきたいと思います。保険金の掛金も税金なんですから、事故数があれば毎年安くなるという要素はなくなりますよね。

また、入札の中止や不調ができるだけないようにするためにどうしたらよいか。先ほどの支払の保険金も町民の貴重な税金であるということも踏まえて、改善方法を考えられておると思いますが、これは指名委員長である副町長、今日初めての答弁ですけれども、お願いをいたします。

○議長（関 誠一郎君） 副町長仲田不二雄君。

〔副町長仲田不二雄君登壇〕

○副町長（仲田不二雄君） 入札の不調についてということでしょうか。保険。

○3番（猿田正純君） 前回の保険の。全協のときの。

○副町長（仲田不二雄君） 保険の、議会のほうに説明。

○3番（猿田正純君） それも含めてです。

○副町長（仲田不二雄君） 失礼をいたしました。誠に申し訳なかったというふうに反省しております。

今後はそのようなことないように、各課長、統一した連携を図って取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（関 誠一郎君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） 6月に始まる除草、草刈りの時期を入札不調とかで逃すというようなことをなくすためにどうしたらよいか。

町長の選挙の公約にもありましたが、地元納税業者を最優先にとありましたけれども、現在はいかが町長はお考えなのか、町長にお伺いをいたします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 草刈りの件も含めまして、地元でできる仕事は地元でまず入札をして、ただ地元で誰も入れてくれなくて、あるいは1社しか入れてくれなくて不調になることもございますが、不調を防ぐために最初から町外を入れるというのではなくて、まず地元でやって、誰もやる人がいなかったら町外も入れてというような段取りですね。それで落札されることもございます。

○議長（関 誠一郎君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） 当町の舗装の工事ランクで、Bランクは130万円以上2,000万円未満だったものを、1,000万円未満と町長が訂正されましたよね。

さらに、今回の予定価格2,200万円というのは、その草刈りだったと思うんですけども、以前の2,000万円未満も上回っている。城里町入札参加資格申請に係る主観的事項審査を忘れ、Bランクを1,000万円未満としたことを忘れ、予定価格2,200万円の入札を告示してしまう。一度に3つもの落ち度をさらけ出してしまいました。

今後は、主要5工種、土木、建築、電気、管、舗装、各工事以外のその他の対応も考えないと、適正価格で適正な工事ができないのではないかと。公共工事の品質確保の促進に関する法律にあるように、悪かろう安かろうではないためにも、各執行部はどのような対策を考えておられるのか、お伺いをいたします。

それから、特に建築工事においては、竣工検査についてやっておられますよね。写真の不備はありませんよね。会計検査が入ったら大変です。また、町民に対してもいかがですか。これは都市建設課さんと町民課さんにお伺いをします。

○議長（関 誠一郎君） 都市建設課長大津好男君。

〔都市建設課長大津好男君登壇〕

○都市建設課長（大津好男君） 3番猿田議員からのご質問で、現場の工事の管理ということによろしいんですか。

○3番（猿田正純君） はい。

○都市建設課長（大津好男君） 都市建設課部局においては、いわゆる工事の施工写真、着工前から竣工までありますが、その中で、俗に言う管理基準の中で示しているものの中で管理いたしますし、写真についても、見え隠れする部分等のものについては、場所によっては写真管理するものとなって、出来形確認に伴うものや、例えば工事の施工状況写真というののところどころ入ってくるので、今に始まらず、従来、写真管理によってある程度把握するものと、物によっては監督員が現場のほうで立会確認をして実施したりするものもございます。その中で、都市建設課所管の中では現場の施工管理をしているものです。以上、答弁といたします。

○議長（関 誠一郎君） 町民課長雨宮忠芳君。

〔町民課長雨宮忠芳君登壇〕

○町民課長（雨宮忠芳君） 3番猿田議員のご質問にお答えいたします。

町民課の工事請負事業としましては、環境省の管轄事業であるため、土木共通仕様書等は適用を受けないんですが、一応、町民課としては、発注時に発注仕様書を作成しまして、その中で管理しているという形になります。

写真等も極力というか、漏れのないようやっているつもりなんですけど、その辺は追加調査とか、その辺で対応してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） 入札制度は、県経審、経営事項審査会において、2年に一度、県内44市町村、全て見直し義務を義務づけられているはずですが、でも、これは本当に終わっていたんですか、ランクづけの見直しは。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長補佐江幡守仁君。

〔財務課長補佐江幡守仁君登壇〕

○財務課長補佐（江幡守仁君） はい、今年度は県に合わせ4月から実施してございます。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） 分かりました。じゃ、そこは私のほうでもちょっと確認をしてみます。

ただ、先ほどの草刈りの件も、ここ、ちょっと話がそれてしまうかもしれませんが、中学生が自転車で転んでけがをされたという話を続けて聞いております。5針も縫ったというような話も聞きます。とにかく児童・生徒さんの通学路の整備、除草は最優先でお願いをしたいと思います。

それでは、損害賠償に係る、先ほどの議会の議決権の必要な和解案件、二十数件を出されました。

全協のときに、町長は、石岡市が新聞で報道をされたことで議決案件と知り、今回提出をし、さらに課長3名、茨城新聞には4名と出ておりましたが、課長のみ懲罰を与えたと話されましたが、課長三、四名だけの責任なんですか。

入札の中止や不調とか、こういう失態にこれだけが出ているのに、こちらの審査委員長は副町長のほうですよ。ですから、これらを統括するのがまた町長です。他市町村の市長さんは、マスコミに正直に報告をして謝罪、市長によっては報酬の減額をされている方もおります。

町長、副町長は、報酬減額等の責任を取るおつもりがあるのか。また、十何日もコロナが出ていないという自慢話をマスコミにプレスリリースをするよりも、去年の物品購入のときも同様に、今回の件、マスコミに正直に報告をし、謝罪するほうが先だと思いますが、町長、政治家になった以上は、結果責任は必ず追及はされます。

町長、副町長にお伺いをいたします。

報酬減額等を含め、特別職の責任を取るおつもりがどうあるのか、お伺いをいたします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 全く質問通告のない質問ですので、一般質問は事前通告による質問となっておりますので、事前に通告されている内容と、もう全然かすりもしない内容の質問ですので、ここではちょっと答えをするのは適切じゃないと思います。きちんとした通告をお願いしたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） これは町長の考えですから、別に通告があろうが、なかろうが、答えはできるんじゃないかと思うんですけども。

いいですか、課長だけに責任を押しつけて、自分たちには責任はないなんていうことは、

多分考えてはいるとは思いますが、でもね。

じゃ、町長、全協のときに、私の質問で議決案件はほかにはないと、この間は言明をされましたよね。ほかに出てきたら何らかの責任を取っていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 一般質問の場というのは、会話の場所ではなくて、事前に質問を通告し、そして責任を持って間違いのない回答をできるように、データの裏づけとかを取って答弁する場所だと思います。

もちろん会話のように聞かれても、その場でその考えを述べることはできるかもしれませんが、それが続いてしまいますと、議会の一般質問というのが会話の場所になってしまって、一般質問でなくなってしまうと思うんですね。やはり一般質問というのは事前通告制で、事前にこういう質問をするから回答を用意してくれというふうに言われて、きちんと関連部署も含めて打合せをして、回答を用意して答弁するものですから、ぜひそのルールを守っていただきたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） とにかく、もう部下や職員への思いやり、気持ちを持っていただきたいと思います。

残土の件のほうに移ります。

残土の件ですが、ストックヤード建設委員会が過去に6回行われてきました。8月中に7回目の委員会を開催される予定があるような話を聞きましたが、開催されなかった理由。今後、この委員会を開催する気があるのか。やらなければ、過去6回委員さんに支払った旅費、交通費、全て税金の無駄遣いになるのではないかと思います。

今後の予定を委員である副町長にお伺いをいたします。

○議長（関 誠一郎君） 副町長仲田不二雄君。

〔副町長仲田不二雄君登壇〕

○副町長（仲田不二雄君） ただいまのご質問も通告がないものですから、答えのほうは控えさせていただきます。

○議長（関 誠一郎君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） 別にこれは通告じゃなくても、委員長に招集権があるんですよ。だから、委員長に聞いてくれと言えば、それで済むことじゃないですか。

じゃ、取りあえず早急に再開をしていただきたいと思います。

それでは、最近の入札方法で、本町はプロポーザル方式や意向確認型指名競争入札が増

えていますが、これからもこの入札方式を継続して活用されていかれるのかを町長にお伺いしたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 入札の指名の在り方については、指名委員会で上がってくるものでございますから、指名委員会のほうでどういう業者を指名するか、どういう入札方式をすとかというのが合議制の組織で議論されて、私のところに上がってくるわけでありまして。その中で議論するものなので、私のほうから、これ、この入札方式を採用せよとか、採用するなというのを事前に言うのは適切でないというふうに考えております。

○議長（関 誠一郎君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） じゃ、上がってくれば続けるということですよ。

最近、大規模土石流で26名の方が亡くなられた熱海市の盛土の件、問題になっております。本町では、その件をどのように受け止められているのか。また、本町においてそのような事例が過去にあったのか。さらに、そのときの対応事例があったかの、課長、多分町民課になるかと思うんですが、さらっとで結構ですからお伺いをしたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） 町民課長雨宮忠芳君。

〔町民課長雨宮忠芳君登壇〕

○町民課長（雨宮忠芳君） 3番猿田議員のご質問にお答えいたします。

城里町においてそういう事例があったのかということですが、実際には大網の地区についての盛土が該当するかと思います。

違法な盛土については、今年度から茨城県県民生活環境部廃棄物規制課及び県警察と協力して、取締りの強化を図っております。その一環として、県では悪質事案の対応専門チームの設置、通報アプリの活用、ウェブカメラの利用拡大などで、事案の発生の最初から対応していくという体制を整えております。

町の状況として、大網地区の盛土が1件あるんですが、そこは梅雨明けの7月14日に敷地境界線まで行きまして現地を確認しました。現状、盛土の地点に草も生えていまして、形状的には今までと変わらない、崩れた地点などは確認できませんでした。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） 熱海市のような、確かに件が大網地区でありました。

現在も、地元業者以外の特定の業者、残土処理が大変問題になっていることは、今度の町民課の件でも町長も分かっているはずだと思います。

意向確認型の入札で行われ、また執行した盛土については、私の情報では非常に曖昧で

すが、環境センターの残土の最終処分はどこに行ったんですか。業者さんに追跡調査をしていますと言っていました、返答は来たのですか。

また、近くで行っている解体工事の解体後の穴は、きちんと埋め戻しをして終了をするという契約だと思いますが、それは間違いはないか、お伺いをいたします。課長、お願いします。

○議長（関 誠一郎君） 町民課長雨宮忠芳君。

〔町民課長雨宮忠芳君登壇〕

○町民課長（雨宮忠芳君） 請負業者のほうの報告というか、登録、仕様書に従いまして、建設副産物情報交換システムによる報告が出ております。その中では、2,530立米を民間工事と工事間流用として使用したということで、水戸白梅と水戸市河和田町の民間現場で使用したという報告書になっております。

○議長（関 誠一郎君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） 環境センターの残土、2,400立米の残土の処理方法も曖昧で、写真もない。町長の代理になります本町の職員も立ち会わない。騒がれてから残土の追跡。最初は、意向確認型の契約内容で追跡調査もできない、業者さんがやっていることに行政側は口は挟めないというようなことを言われました。

このような実態で、建設をしても不安ではないですか。なぜ残土処理の件、県で幾つもの写真現場管理ができないのでしょうか。解体工事における残土処理について、町民課は都市建設課のようなきちんとした対応がなぜできないのか。環境センター解体工事、破砕機とストックヤードの3つの関連事業、これは関連づけさせられたはずだと私は思っております。

この件は大型の補助金事業であり、会計検査等に指摘をされたら大変だと思います。最終的な町の公共事業の体制も指摘をされると思います。もう少し反省を望みます。

残土の件は、明日、同僚議員が関連質問をいたしますので、入札のほうに戻ります。

先ほど、意向確認型やプロポーザル方式、これは当町はこれからも継続するというようなニュアンスのお話ですが、環境センターが昨年3月に試運転稼働、2月頃に解体工事の入札、そして7月にストックヤードと破砕機の入札。環境センターの入札時、破砕機の話が聞こえてきました。そのとき、私は追加はすぐはないというふうに聞いて賛成をした記憶があります。それが立て続けに案件が出てくるのであれば、意向確認型入札のためにコンサルと設計をして公募をしたんですよね。

環境センターの一連の点も、こんなに短期間であれば、設計も計画も計画的に進められると思うのですが、コンサルに3件、別々に設計を依頼したとしか考えられず、もし3件入札に計画性を持っていたとすれば、旧ごみ処理場の解体工事を執行したとき、大きな穴があることは分かっているはずですよ。そうすれば、環境センターで出る残土を解体工事で

利用ができると誰もが思いませんか。計画性が全くない。残土も町の財産ですよ。血と汗の結晶の税金を大事に使えませんか。

時間がないので、先に進めます。

入札について、県に確認をしました。

先ほども、町長が下から上がってきたもので、そのままやるということでしたから、意向確認型等の入札もまだ続けるということですが、県は平成7年4月1日、意向確認型指名競争入札を導入しました。これは原則2億円から5億円までの土木建築工事に限るということで導入をしましたが、平成14年4月1日、その入札方法を廃止しました。なぜ廃止したかというのと、単なる一般競争に戻しましたとのこと。

入札方法に正解はない。先ほども述べましたが、安かろう悪かろうでは駄目。これは公共工事の品質確保の促進に関する法律に書かれています。

そして、できるだけ全業者さんに公平に競争できる入札にしようというのが県の考えです。基準を厳しくすればするほど競争入札の意味が薄れる。どのような入札方法を取っても間違いではありませんと県は言うておりますが、入札率の高さはいつも注視していますと言っています。そして、提案型の入札をして、審査をする側に十分な能力がないと意味はありませんとも言っていました。意味がないというのは、やらないほうが良いということです。

前回、破砕機とストックヤードの入札率、99.985%の限りなく100%に近い。県もあまり聞いたことがありませんと言っていました。

また、プロポーザル方式の請負選考委員も、水戸市は市民会館の建設に第三者の有識者の方に選考委員になってもらっています。

公平性が担保できる入札を追い求める県の姿勢に追従するような考えはあるのか。これも町長にお聞きしたいのですが、何も言われていないということで多分拒否をされるのかもしれませんが、いかがですか。

〔発言する者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質問、続けてください。

○3番（猿田正純君） じゃ、町長今の県の考えに沿うようなお考えはあるのか、お伺いをします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） このような質問が来ることを想定していませんでしたので、県の考えについても今初めてお伺いしましたので、今後の検討課題とさせていただきたいと思えます。

〔発言する者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 猿田さん、ちょっと待って。

ここで暫時休憩して、議会運営委員会を開催します。

午後 3時21分休憩

午後 3時34分開議

○議長（関 誠一郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

再開に当たりまして、先ほど開かれました議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長阿久津則男君。

〔議会運営委員長阿久津則男君登壇〕

○議会運営委員長（阿久津則男君） 議会委員会の報告いたします。

一般質問についてでございますが、今までどおり関連質問については認めるということで決まりました。これは内容については議長采配といたします。

また、質問の中で数値的な資料を提出するような質問は、これは前もって通告しておくということで、あと個人的にといいますか、町長含め副町長、教育長などの考え方、これはもちろん首長でありますので、それは答弁するというもので決まりましたので、報告いたします。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） ここで杉山議員に申し上げます。

「うるせえ」という言葉は、議員にも聞こえるし、後ろの傍聴者にも聞こえてきますので、これで言葉は慎んで発言をお願いしたいと思います。

○12番（杉山 清君） はい、分かりました。

○議長（関 誠一郎君） 鯉渕議員が早退されました。

3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） それでは、5分ぐらいしかないんで、とりあえず途中ずっと抜いて、一番最後には町長にもうきちんと通告してあるものがありますので、この入札のほうは一番最後にいきます。

私を感じますのは、最近、箱形行政が目立ち、しかも一部の業者だけが目立ちがちなんですけれども、これは私の考えすぎでしょうか。

町外の業者さんは、当町への納税やその他いろいろなご協力をいただいているのでしょうか。積雪時の除雪や大雨等による災害等などに積極的に協力をしてくれるのでしょうか。町外業者さんと町内の業者さんに対する考えを最後に町長にお伺いをして、この質問を終わりにします。

○議長（関 誠一郎君） ちょっと待って。

猿田議員、先ほど町長と副町長に答弁求めていますよね。

○3番（猿田正純君） はい。

○議長（関 誠一郎君） それを答弁求めなくていいんですか。それで議運を開いたんですよ。

○3番（猿田正純君） ああ、そうなんですか。時間がないので何とも言えないんですが。

○議長（関 誠一郎君） だから、その答弁を、先、求めたらいいんじゃないですか。

○3番（猿田正純君） じゃ、水戸の市民会館、こちらの建設のほうには、第三者の有識者の選考委員に入ってもらっている。公平性が担保できる入札を追い求める県の姿勢に追従する気持ちが町長にあるのかという。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ちょっと県の情報については事前に調べてないので分かりかねるんですが、城里町におきましても様々な、例えば先ほど坏小学校の特別養護老人ホームの話が出ましたが、そういったときに事業者を選ぶ検討会におきましても、有識者として、役場の職員だけじゃなくて外部からも採点する人が入っていたと記憶していますし、透明性が求められるような委員会においては、職員だけの会議にしないで、1人でも2人でも外部の人を入れることで、透明性が担保されるものと考えております。

○議長（関 誠一郎君） 副町長仲田不二雄君。

〔副町長仲田不二雄君登壇〕

○副町長（仲田不二雄君） 先ほどは失礼いたしました。

残土調査委員会というふうに聞いたものですから、ちょっと私は、その調査委員会はもしかしたらストックヤード検討委員会のことなのかなと思ったんですけども、確認できなかったものですから、答えは控えさせていただきますというような答弁をさせていただきました。大変失礼いたしました。

それから、ただいまの入札については、透明性を高め、もちろん公平公正に行う、それが第一だというふうに思っております。今後もそのように努めてまいります。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） もうこれ以上、ちょっとあと2分ですんで、最後の質問。

これは昨日通告をしてあると思うんですけども、情報公開についてなんですが、公文書は、起案をした人が押印し、その後、役職順に上に渡し、その都度、確認後、押印をして、最後に町長が書類を確認をし、押印をするんですよね。

町長は、開示請求をした場合、その押印をプライバシーの問題があるとしてマジックで消されます。町長は、この行為はどの法やどの条例をどのように解釈されて、こういう考えに至ったのか、それをお伺いをいたします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 情報公開の制度についてであります、開示請求に対する開示決定につきましては、担当部署から総務課を経て、私が最終的に決裁して開示の決定をするわけですが、私が1人で非開示を決定しているということではなくて、担当課から総務課も経て、最終的に私も責任を持っているんですが、その合議の中で、印影というのは個人情報に当たるから、そのところについては消して開示しているケースがあるということです。

城里町のほうで、ほかの外部機関に開示請求をして、文書開示がされることもあるんですが、ほかの機関から出てきた開示文書を見ても、印影が消された形で、文書は読めるんですけども、印鑑のところだけは黒塗りにして開示されている事例も見受けられまして、そういったほかの機関の開示の状況から見て、そういった運用もあるのかというふうに認識しております。

○議長（関 誠一郎君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） 町長の判断がプライバシーの問題に当たるといふ、その判断がどういふ法律とか、どういふ条例で、町長はどのように解釈をされているのかというところをお聞きしたいんですけれども。お願いします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 個人の印影というのは、名前も載っていますし、またそれが複製されたりすると大きな不利益を被る情報ですので、そういった意味で、重要な個人情報に当たるのではないかというふうに思っております。

あらゆる決定について、最終的に町長決裁の文書であれば、町長が決裁したのは単に間違いないわけですから、その過程で部下の誰が印鑑を押しているか、印鑑を押していないかというのは、実は全然責任がない人たちの印影を確認する意味というのはないのではないかなと。

また、私の決裁印についても、私専門の決裁印をつくっているんですが、私が決裁者なのは当然のことなので、私の決裁印の印影を開示する意味というのは、開示請求する側としては文書の内容が大事なものであって、私の決裁した印鑑の印影の形を確認するというのは、開示請求者に対する情報の公開の内容として不利益もないですし、逆に自分の印影というのがコピーされて、いろんなどころに出回るといふのは、基本的には避けたいというふうに考えております。

○議長（関 誠一郎君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） 今その言葉をお聞きしましたが、城里町近隣の市や町に確認をし

ましたらば、全ての市町、共に公文書に職員の押印は個人のプライバシーの問題には当たらないと、こういう方針ですという解釈をいただきました。

それはどこにあるのかというと、昨日、総務課長にお渡しをしましたがけれども、判例六法、その中に入っております。それから、判例六法ともう一つが情報公開の実務という本がありまして、これの608ページ、ここに公務員の情報ということで、近時の情報公開条例の改正の動きのポイントともなっているが、公務員情報がいかに取り扱うかということである、この点についての要綱案は次のように述べると、考え方を述べるというのが個人情報に入っているんですが、ここの中の文章を見ていただくことで、ほかの各市町の方々は公開をしますということで決めているということです。

ですから、町長も、もしそのような、黒塗りにするような、その黒塗りにすることによって、情報公開、プライバシーの問題に当たって書類を見せられない、そういう理屈が先に通ってしまっていますんで、その辺はちょっと改善をしていただければ、いただきたいと思って、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（関 誠一郎君） 以上で、3番猿田正純君の一般質問を終結いたします。

散会の宣告

○議長（関 誠一郎君） 本日の日程は全て終了いたしました。

なお、明日15日は午前10時から再開し、2番加藤木 直君の一般質問から入りますので、午前9時50分までに控室にご参集ください。

本日はこれにて散会です。

大変ご苦労さまでした。

午後 3時47分散会